

産業廃棄物処理施設の 設置許可申請の概要について

【大坪産業株式会社 産業廃棄物の安定型最終処分場】

令和6年(2024年)12月19日(木曜日)

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課

1 申請者について

○申請者

大坪産業株式会社

○代表者氏名

代表取締役 陣内 元治

○住所

佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2 6 3 4 番地 1

○業務内容【抜粋】

- ・ 産業廃棄物の収集運搬業、処分業
- ・ 金属リサイクル業
- ・ 建築物解体業

1 申請者について

○申請者が有する産業廃棄物処理施設

(令和6年12月現在)

施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力
切断施設	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	廃プラスチック類： 52 t／日 木くず： 65 t／日 ゴムくず： 65 t／日 金属くず： 141 t／日 ガラスくず等： 160 t／日 がれき類： 219 t／日
破碎施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（廃蛍光管に限る。）	1.9 t／日
破碎・圧縮施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	廃プラスチック類： 4.7 t／日 紙くず： 4.7 t／日 木くず： 4.7 t／日 繊維くず： 4.7 t／日 ゴムくず： 4.7 t／日
選別施設①	汚泥、金属くず（廃電池に限る。）	0.41 t／日
選別施設②	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類	53 t／日

2 設置許可申請について（概要）

○施設の種類

産業廃棄物の安定型最終処分場

○設置場所

鳥栖市河内町転石字転石2834番14外8筆（計9筆）

○処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類
以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

○処理能力

- ・埋立面積： 19,333 m^2
- ・埋立容量： 265,962 m^3 （埋立高さ 最大約38m）

○埋立期間

令和7年2月～令和30年1月（23年間）

3 関係市長及び利害関係者からの意見について

○告示、縦覧及び意見聴取【実績】

- ・ 告示日 令和6年9月27日
- ・ 縦覧期間 告示日から令和6年10月28日まで
- ・ 縦覧書類 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（写し）
- ・ 縦覧場所 県循環型社会推進課、鳥栖市環境課
- ・ 意見聴取 令和6年11月11日まで
- ・ 提出意見 1件（関係市長：鳥栖市長）、3件（利害関係者）

3 関係市長及び利害関係者からの意見について

○関係市長（鳥栖市長）からの意見

- 1 処分場の建設及び稼働により、以下のような事案が生じないように、対策に努めること
 - (1) 農地や河川・地下水への土砂・汚染物質等の流出
 - (2) 資材や廃棄物の搬入時における車両や機械による道路・道理設備の破損
 - (3) 設置場所周辺の法面崩壊や廃棄物の流出
 - (4) 設置場所内の雨水排水時における汚染物質等の流出
 - (5) 豪雨災害時における土砂等の流出
 - (6) 浄化槽の不適切な使用による汚染物質等の流出
 - (7) その他、地域住民への健康上の悪影響
- 2 以下のような行為を行う際には、事前に市所管課と協議の上、許認可を受けること
 - (1) 里道・水路の形質変更
 - (2) 掘削を伴う開発（設置場所が国史跡勝尾城筑紫氏遺跡隣接地及び埋蔵文化財包蔵地であることから）
- 3 設置場所周辺の悪臭、騒音・振動等への対策の他、地域住民の生活用水及び農業用水として利用されている安良川の水質保全について、関係法令・国の基準、各種条例等を遵守し、法律違反・基準違反・条例違反をしないこと
- 4 設置場所周辺の道路については、地域住民の生活道路であるため、地域住民の平穏な生活及び安全な通行を確保すること
- 5 地域住民に対して、生活環境を確実に保全することを十分に説明し、理解を得ること

3 関係市長及び利害関係者からの意見について

○利害関係者からの意見（１）

① 産業廃棄物処理施設立地の必要性

鳥栖市河内地区には既に佐賀県が認可した産業廃棄物施設が複数あり処理施設不足はなく、新規に産業廃棄物施設を作る必要性がない。

② 産業廃棄物処理施設の安全性の問題

産業廃棄物予定地は採石場跡地を転用するものであり、廃棄物に含まれる有害性の物質が徐々に地下に浸透すると取返しのつかない状態を招く恐れがあり、そのような施設の建設は認めるべきではない。

○利害関係者からの意見（２）

九千部山を源とする安良川水系では既に産業廃棄物施設２施設、採石場が稼働しており、上流の鳥栖市河内地区に集中しています。近年、安良川上流では原因不明の濁り水が発生し、濁りに含まれた粘土状の土が水田に流入している状況が続いています。

そのような状況の中、鳥栖市河内町転石地区に大坪産業（株）から産業廃棄物処理施設（安定型）の設置許可申請が出されております。仮に設置許可が出された場合、建設工事に伴う関係車両をはじめ、稼働後の運搬用大型車両の増加による騒音及び振動、一般道を通行する際の交通事故等が懸念され、更に近年想定以上の大雨が発生しており、安良川の安全性の確保、並びに汚水の浸透等による公害の発生が想定され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、今回の予定地は採石場からの転用であり、産業廃棄物処理施設建設に伴う地形等形状の変更や重量構造物の建設、産業廃棄物の埋め立てによる土圧の変化等によって有害物質が下流域の生活圏に影響を及ぼす可能性も否定できません。特に鳥栖市牛原地区・山浦新町地区では多くの世帯に上水道が確保されておらず、地下水（井戸水）に頼らざるを得ない現状があります。このような状況から地域住民は産業廃棄物処理施設の建設に断固反対する姿勢を示しています。

よって、佐賀県におかれましては、以上の状況をご賢察の上、産業廃棄物処理施設の設置を許可しないよう強く要望します。

3 関係市長及び利害関係者からの意見について

○利害関係者からの意見（３）

この度の大坪産業の処分場設置に対し絶対反対の立場です。その反対の理由は以下のとおりです。

弊社は、昭和６０年頃、佐賀県に処分場の設置許可申請時の事前協議書において近隣住民の同意書又は協定書を添付しております。先代代表者は近隣住民の同意を得る為、住民一軒一軒を訪問し、説得するのは苦労の連続であったと聞いています。

それから現在に至るまで弊社は３年ごとに地域との協定書に更新の許可を得て営業しております。令和６年１０月６日の大坪産業からの住民説明会で９割超の住民の反対意見があったと聞いています。今現在、佐賀県内で産業廃棄物処理業を営む法人・個人はその条件の中に近隣住民の同意書・協定書が必ずあるはずで、いくら法律上施設設置が可能であったとしても近隣住民の意見はないがしろにされ同意書がなく許可が得られて営業可能ならば、業界の常識をひっくり返す、由々しき事態となることは当然です。

また、大坪産業は企業理念を「人と環境の共存共栄」とうたっておられます。なおさらのこと近隣住民の多数の反対意見を押し切り、なかば強引な形で営業されることになれば企業評判はいい方向に向かないことと予想されます。

またその矛先は許可した県の行政への批判ともなり、県に対して不信感につながる事も当然のことだと思います。

県は中立の立場であるなら、『近隣住民は９割超の反対』という意見があることも頭に入れて、判断を宜しく願います。

4 設置許可申請について（各論）

【最終処分場の設置予定場所】



【上空写真】



【上空写真（拡大写真）】



【ドローンによる写真】

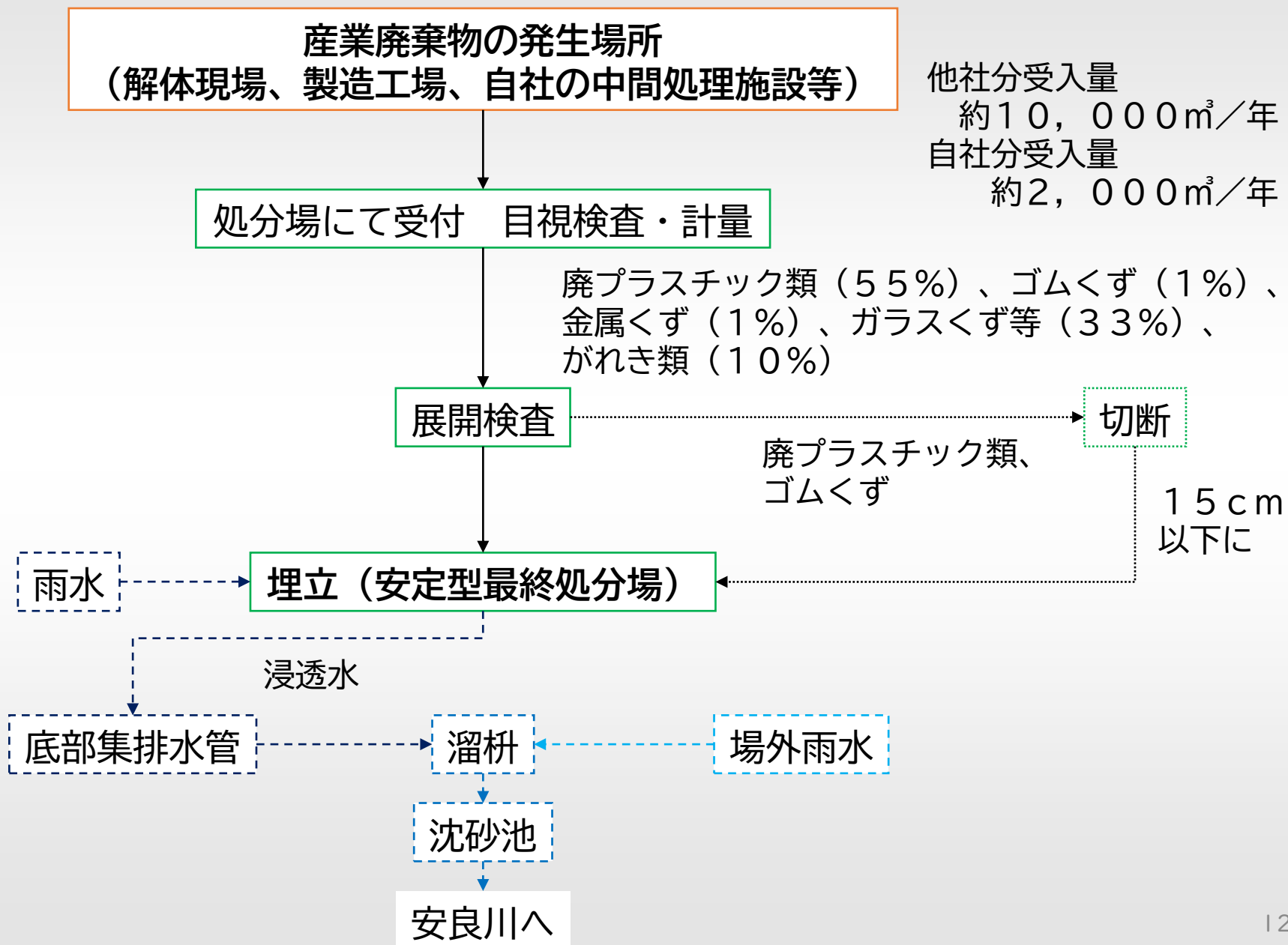


搬入道路

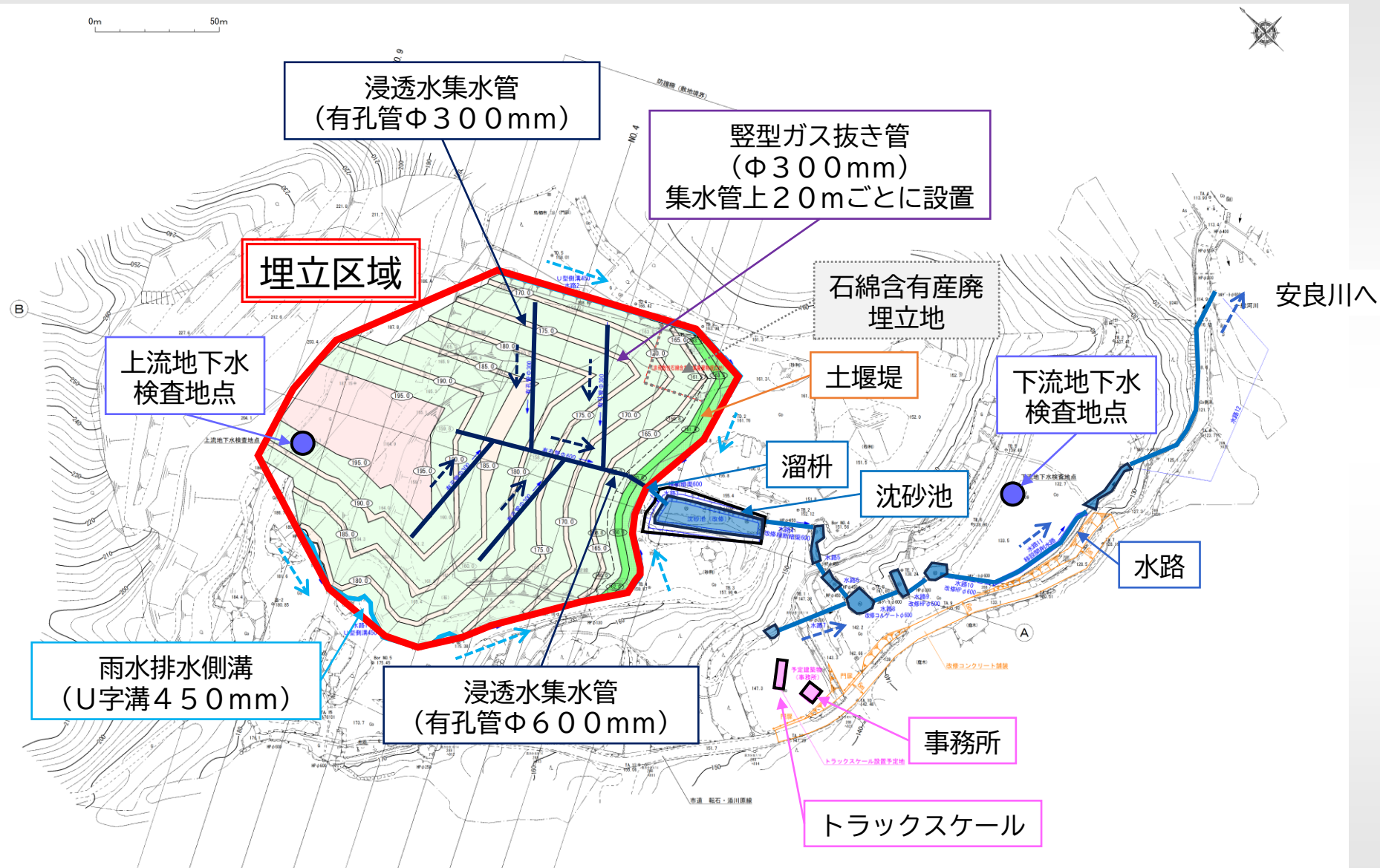
沈砂池

埋立区域

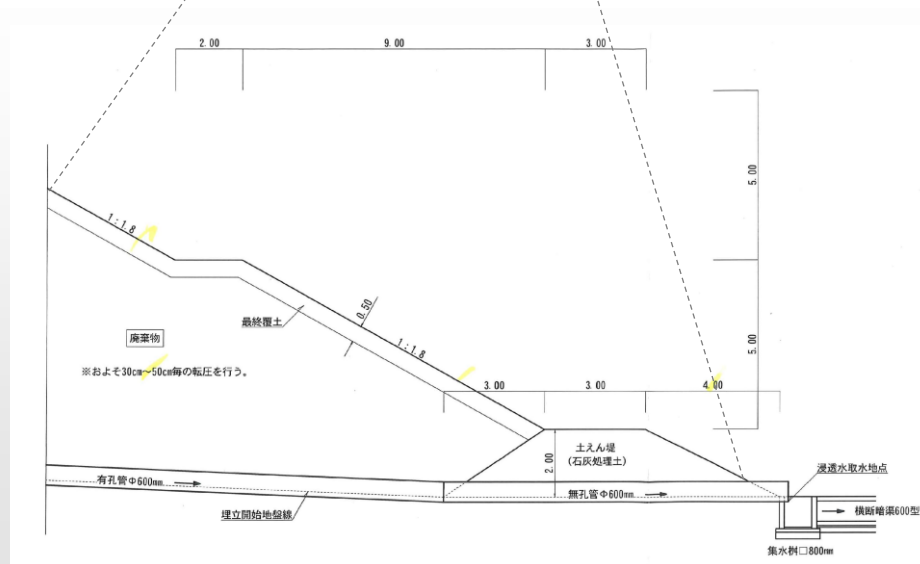
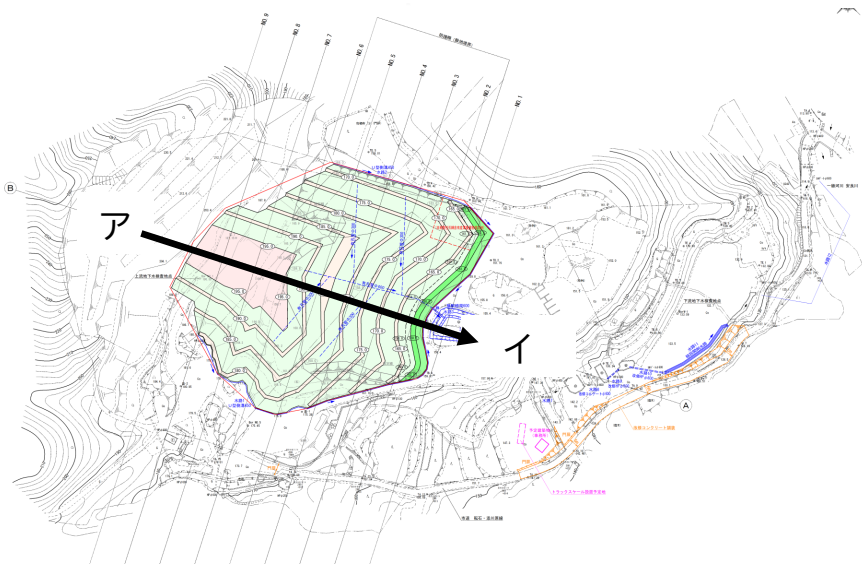
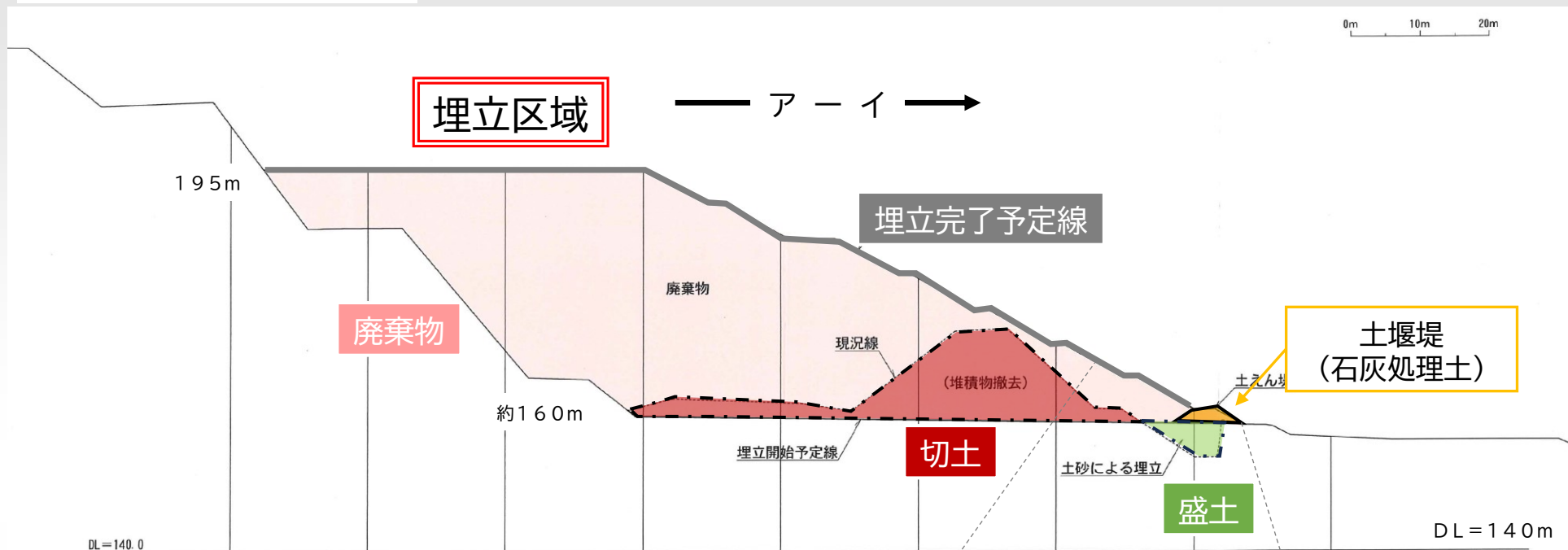
【事業計画】



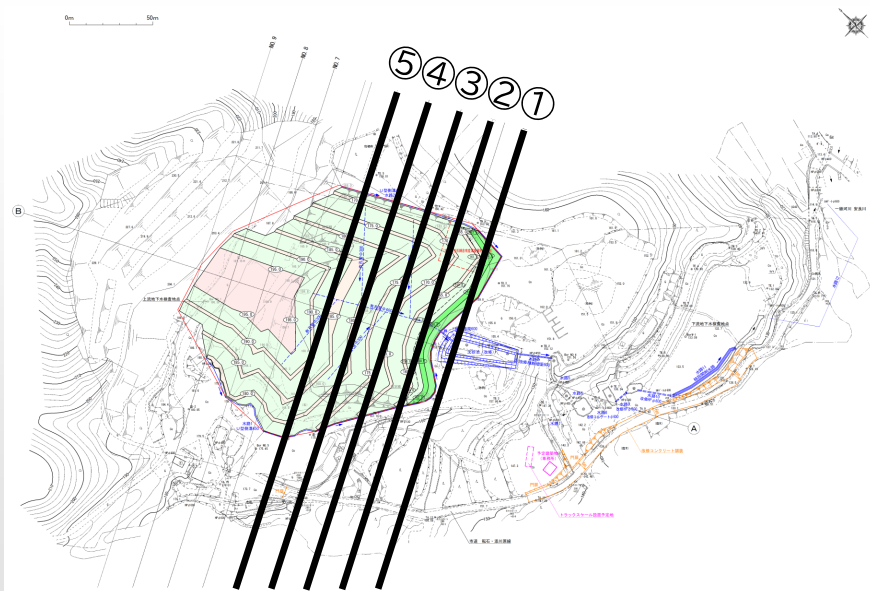
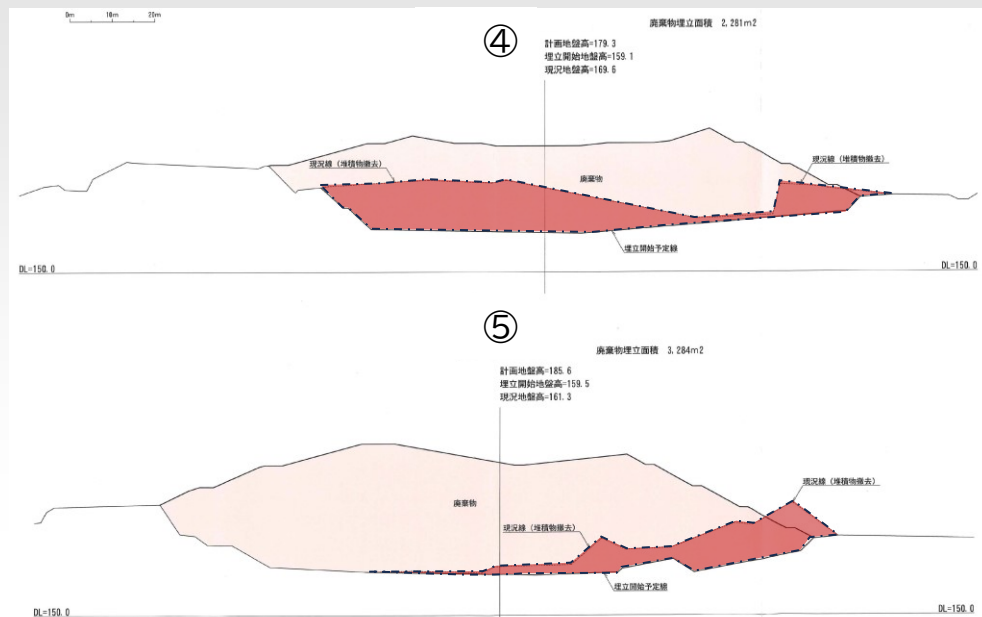
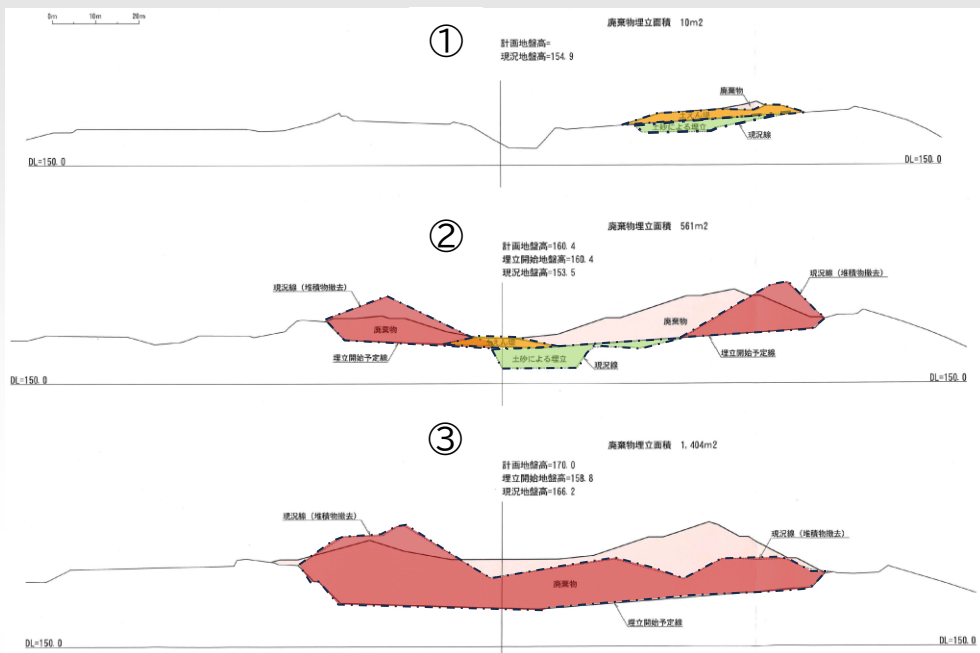
【埋立地の構造】



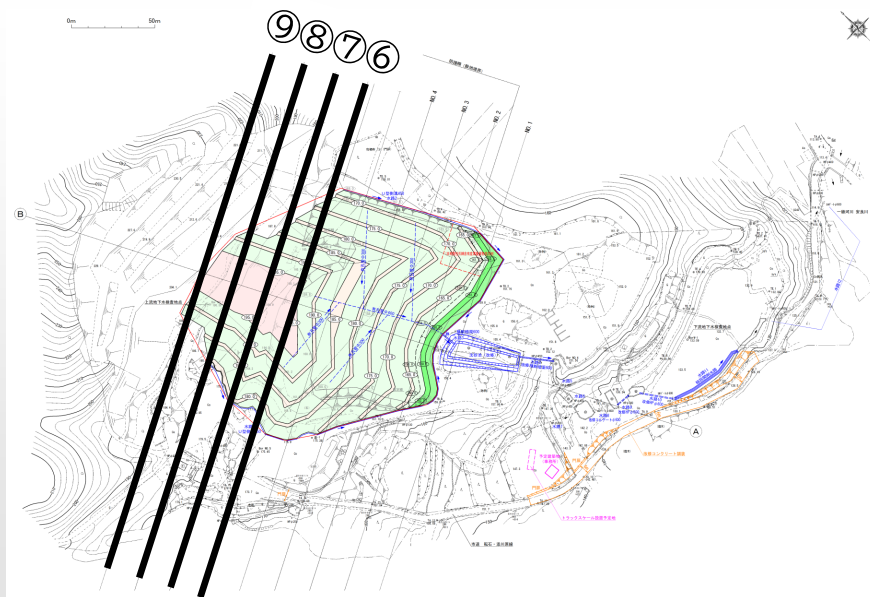
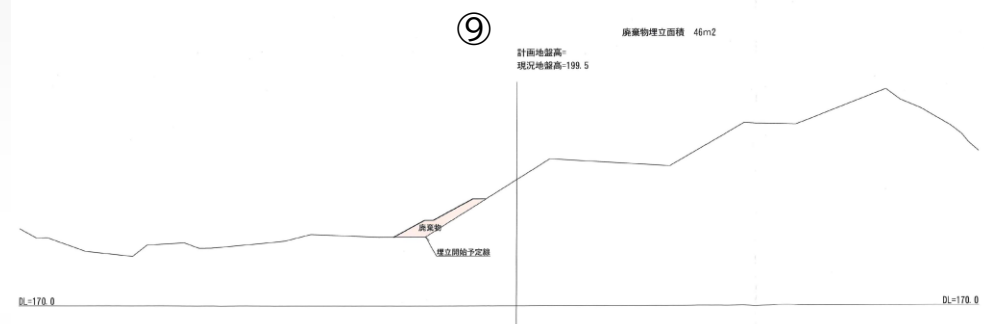
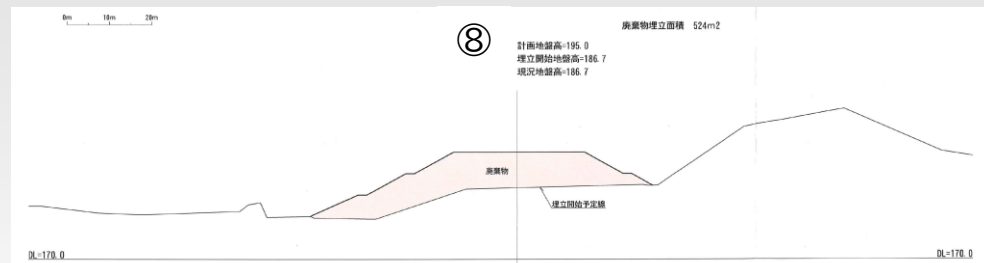
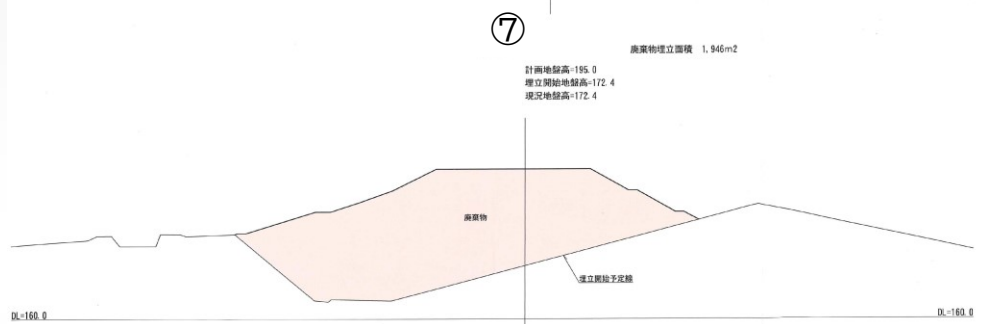
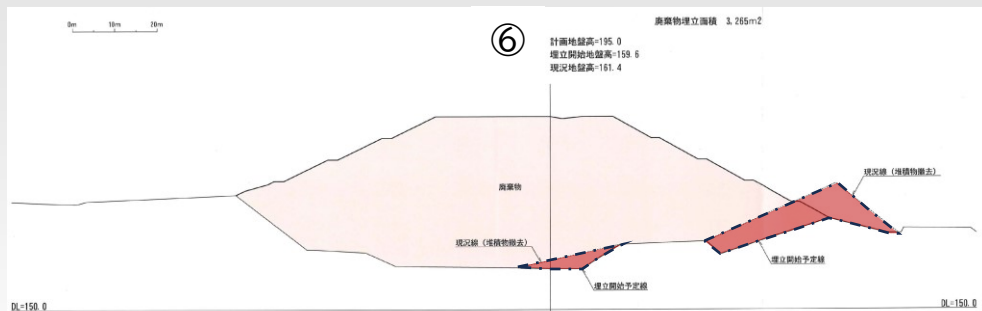
【縦断面図面】



【横断図面】

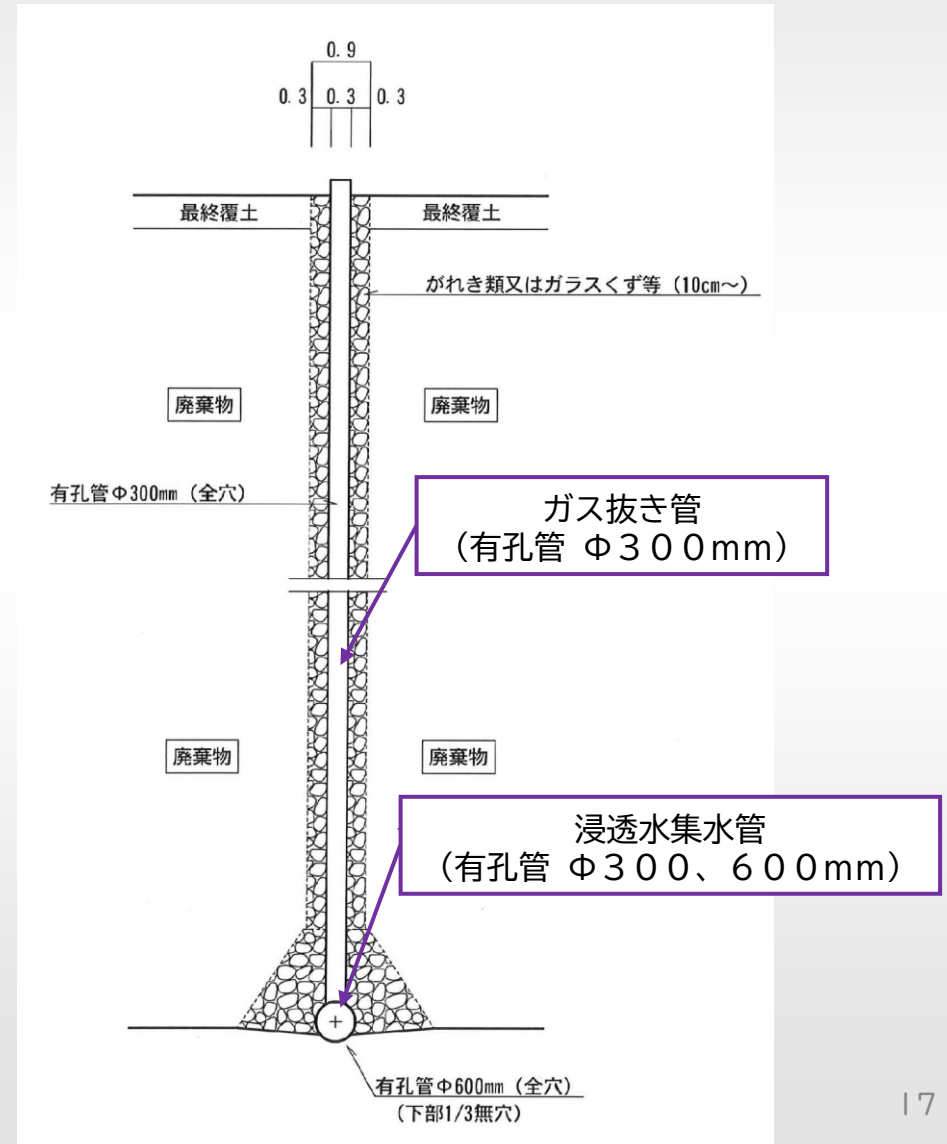
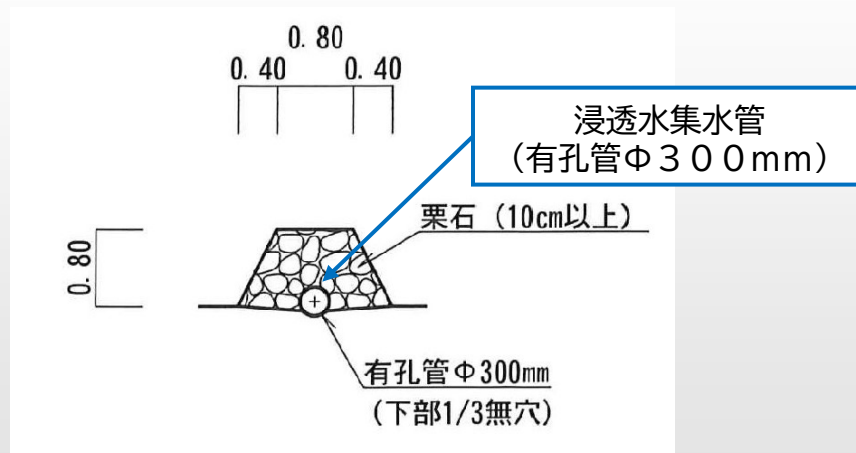
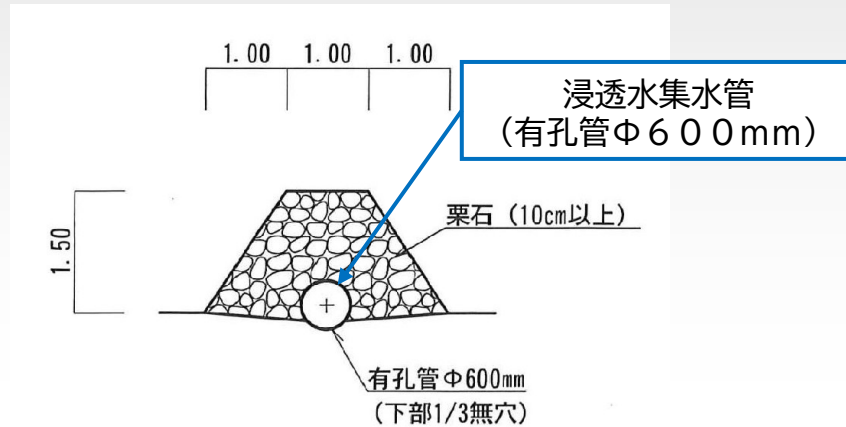


【横断図面】

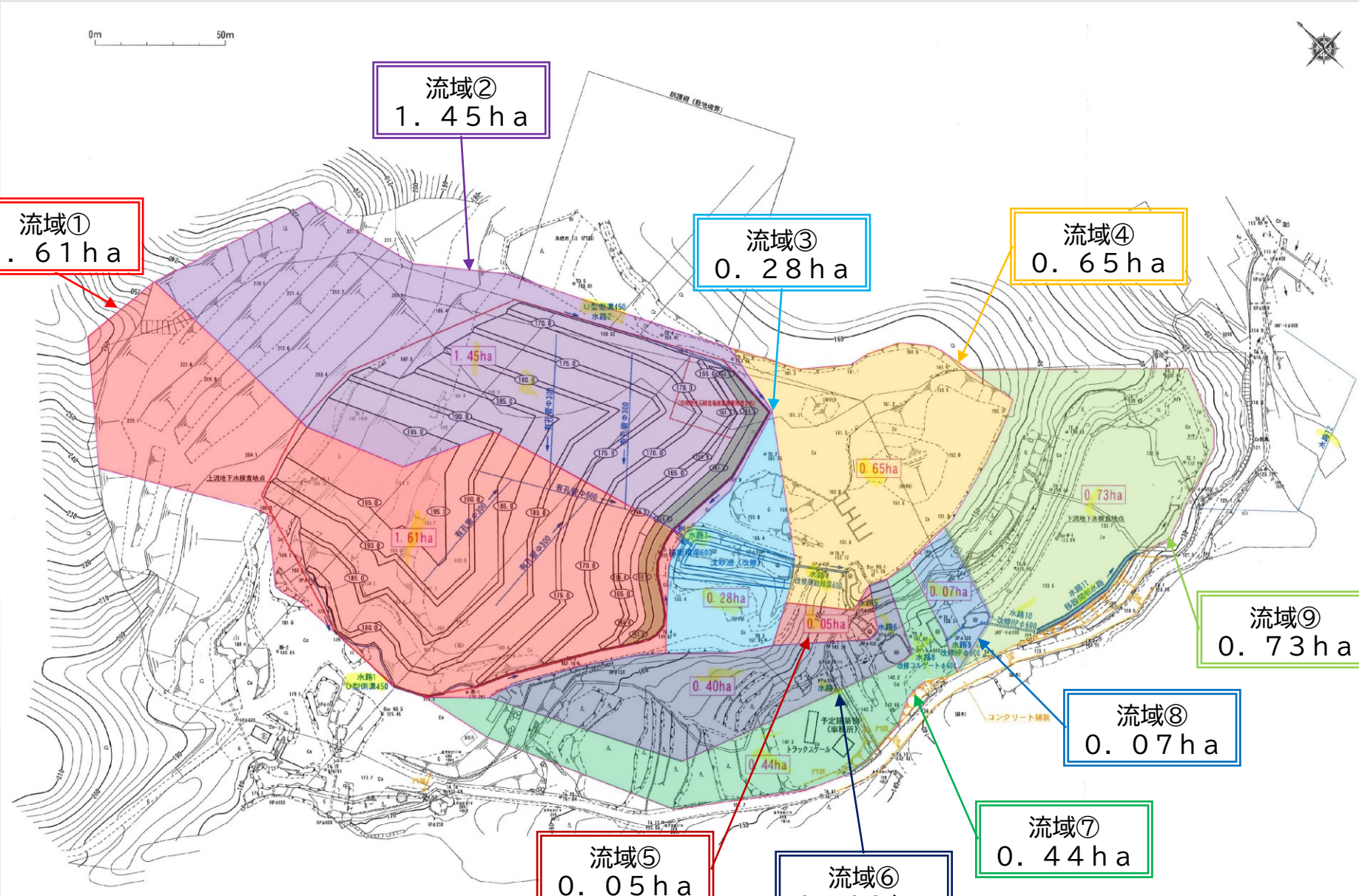


【埋立地の構造】

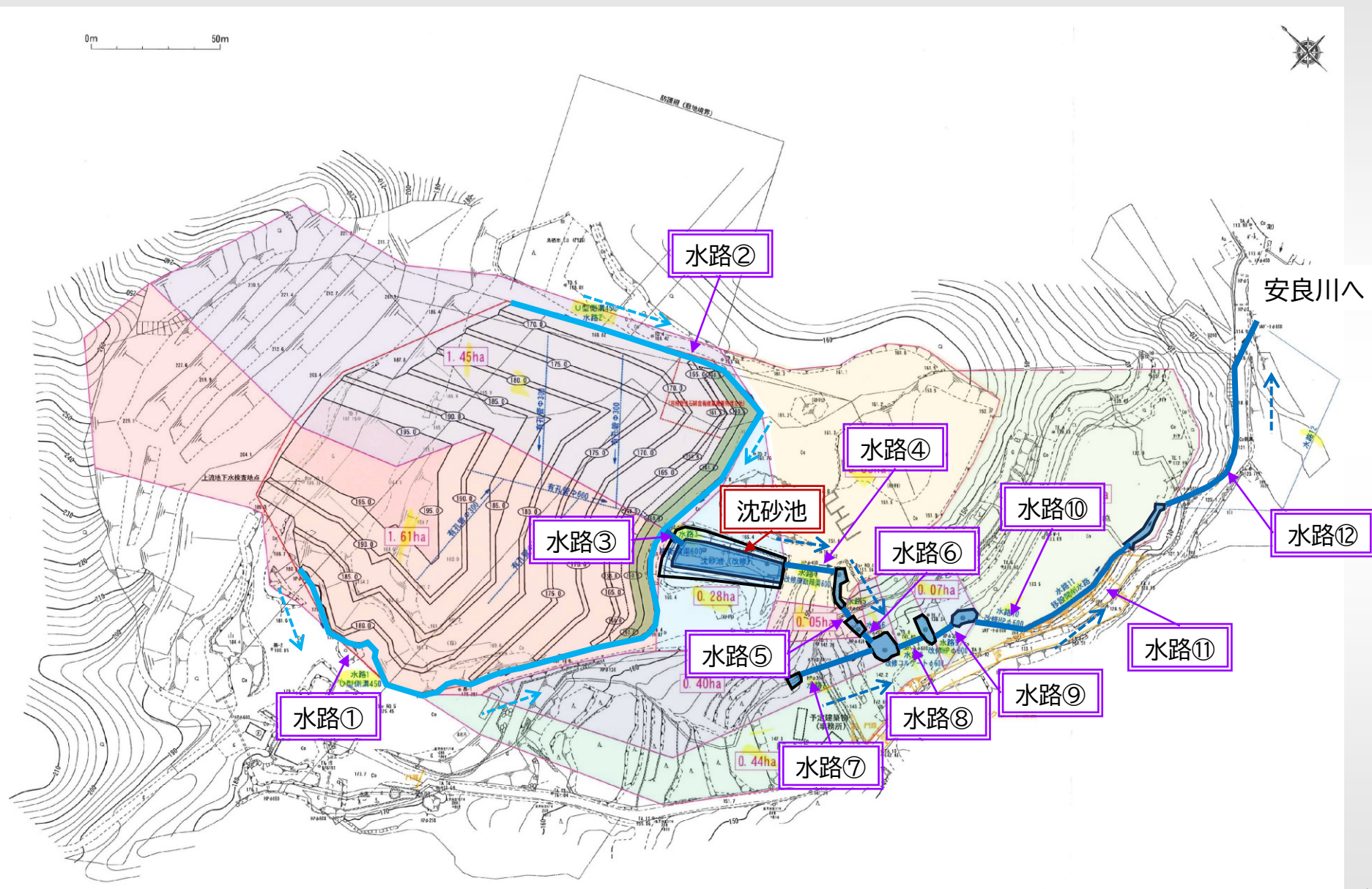
○浸透水集水管及びガス抜き管の断面図



【流域図】

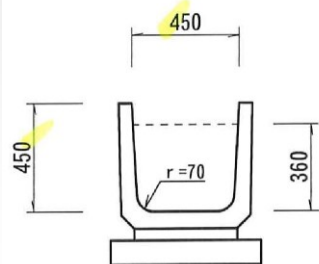


【水路計画図】

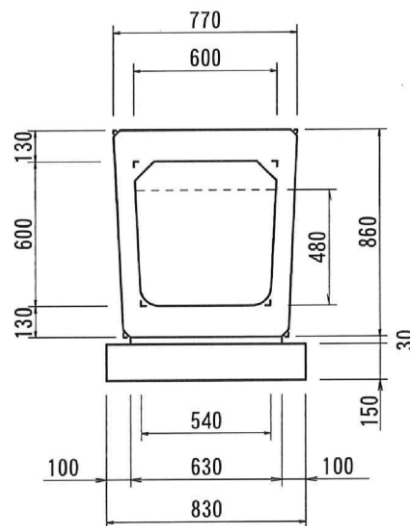


○水路の断面図

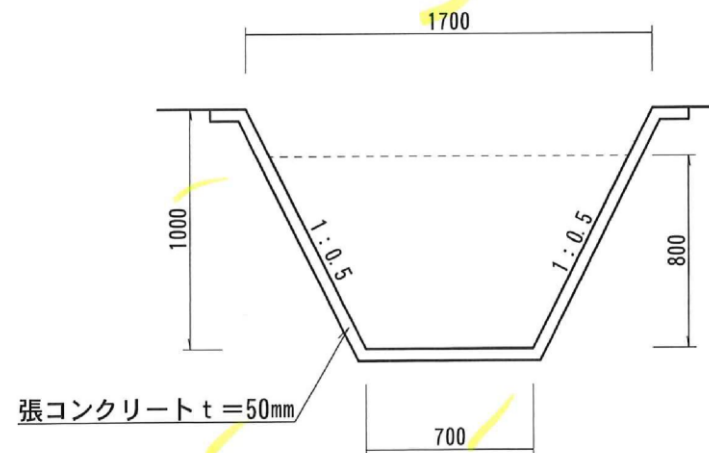
水路①、②
(U型側溝450mm)



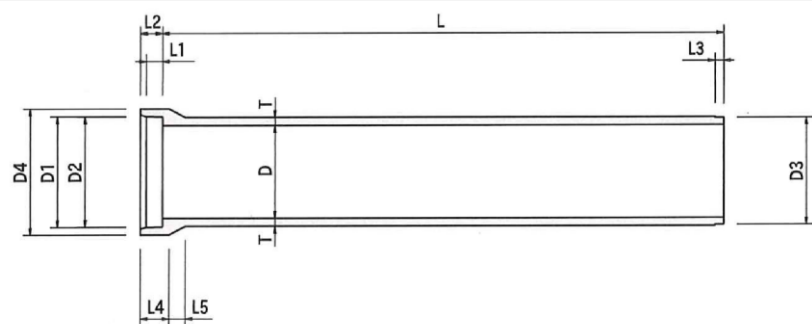
水路③、④
(横断暗渠600mm)



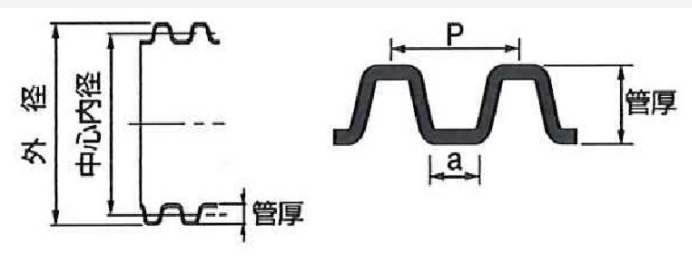
水路⑪
(開渠張コンクリート)



水路⑤、⑥、⑦、⑨、⑩
(ヒューム管)



水路⑧、⑫
(コルゲート管)



【設計計算（周囲水路）】

○雨水流出量

種別	流域面積（h a）	流出係数	雨量強度（mm／h）	雨水流出量（m ³ ／s）
水路①	1. 6 1	0. 9 裸地	1 4 9. 6 県東部地区の5 0年確率 （1 0分）降雨強度	0. 6 0 2 1
水路②	1. 4 5			0. 5 4 2 3
水路③	3. 0 6			1. 1 4 4 4
水路④	3. 3 4			1. 2 4 9 2
水路⑤	3. 9 9			1. 2 4 9 3
水路⑥	4. 0 4			1. 5 1 1 0
水路⑦	0. 4 0			0. 1 4 9 6
水路⑧	4. 4 4			1. 6 6 0 6
水路⑨	4. 8 8			1. 8 2 5 1
水路⑩	4. 9 5			1. 8 5 1 3
水路⑪	5. 6 8			2. 1 2 4 3
水路⑫	5. 6 8			2. 1 2 4 3

○流下可能流量

種別	水路の種類	断面積 (㎡)	流速 (m/s)	流下可能流量 (㎡/s)
水路①	U型側溝450mm	0.1493	6.7270	1.0043
水路②	U型側溝450mm	0.1493	5.0890	0.7598
水路③	横断暗渠600mm	0.2682	16.5770	4.4460
水路④	横断暗渠600mm	0.2682	7.6270	2.0456
水路⑤	ヒューム管450mm	0.1280	13.5290	1.7317
水路⑥	ヒューム管450mm×2	0.2560	9.9640	2.5508
水路⑦	ヒューム管300mm	0.0569	6.0790	0.3459
水路⑧	コルゲート管600mm	0.2275	7.5230	1.7115
水路⑨	ヒューム管600mm	0.2275	8.6990	1.9790
水路⑩	ヒューム管600mm	0.2275	8.2850	1.8848
水路⑪	開渠張コンクリート	0.8800	2.4520	2.1578
水路⑫	コルゲート管600mm	0.2275	9.3550	2.1283

全ての水路で流下可能流量 > 雨水流出量を満たしている。

【設計計算（沈砂池）】

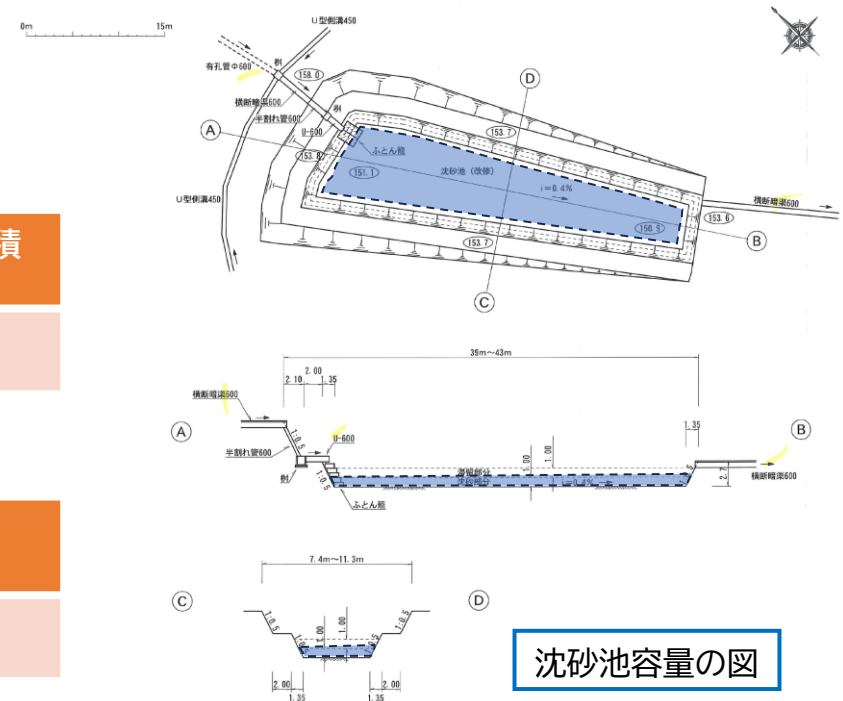
○沈砂池の計算条件

- ・ 流出土砂面積 3. 3 4 h a （流域①+②+③、裸地）
- ・ 浚渫頻度 2 か月に1回（年6回）

○沈砂池の計算結果

処理水量 (m^3/h)	沈降速度 (m/h)	必要表面積 (m^2)	沈砂池表面積 (m^2)
4, 497. 1200	13. 32	337. 62	367

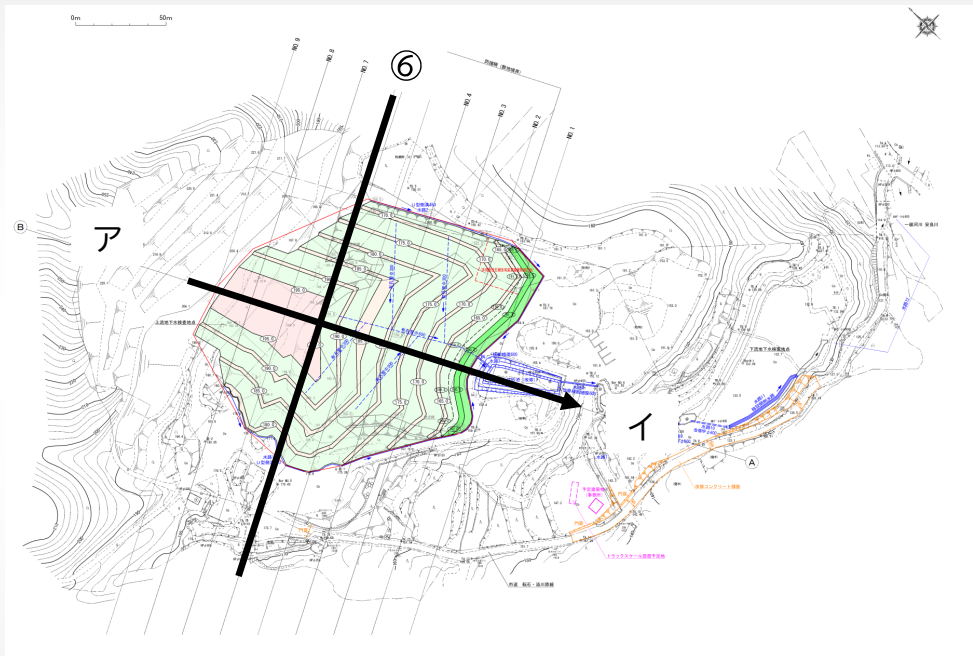
年間の流出土砂量 (m^3)	必要最低貯留量 (m^3)	沈砂池容量 (m^3)
1, 336	223	295. 3



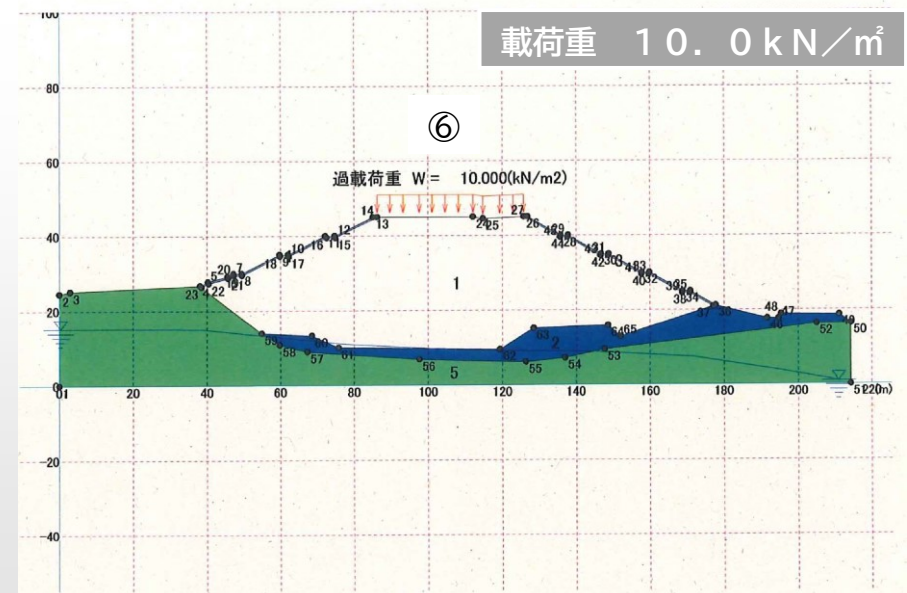
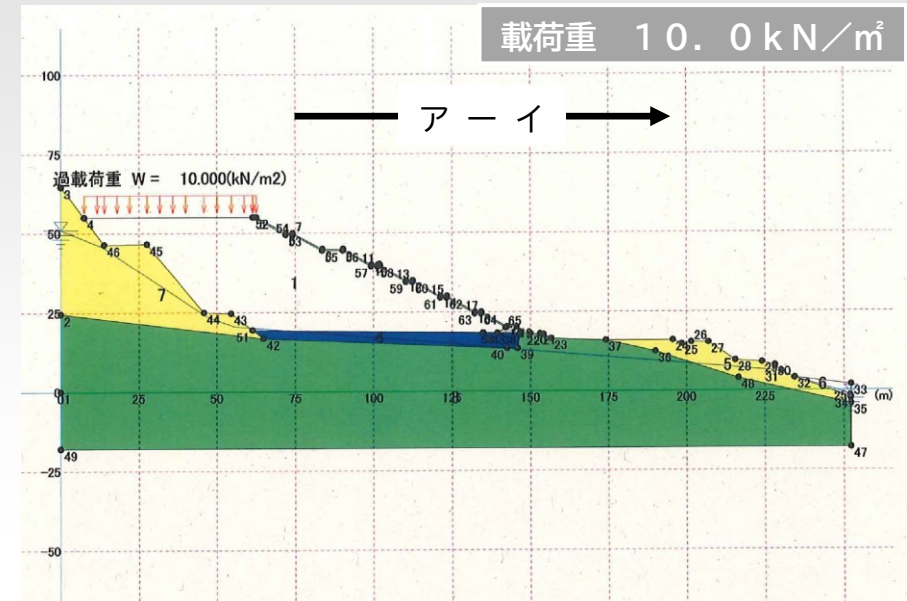
沈砂池表面積 > 必要表面積を満たしている。
 沈砂池容量 > 必要最低貯留量を満たしている。

【設計計算（地滑り防止）】

○検討断面図

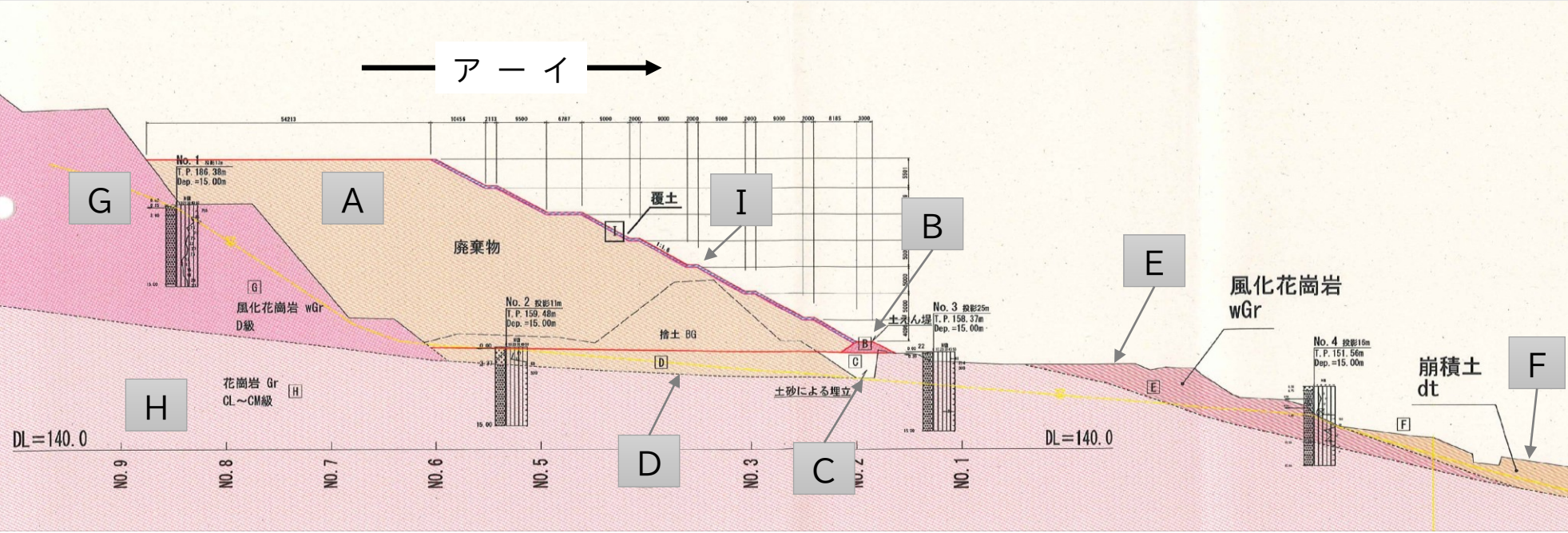


埋立完了時の平面図



検討断面図（上：ア-イ、下：⑥）

○地質想定断面図

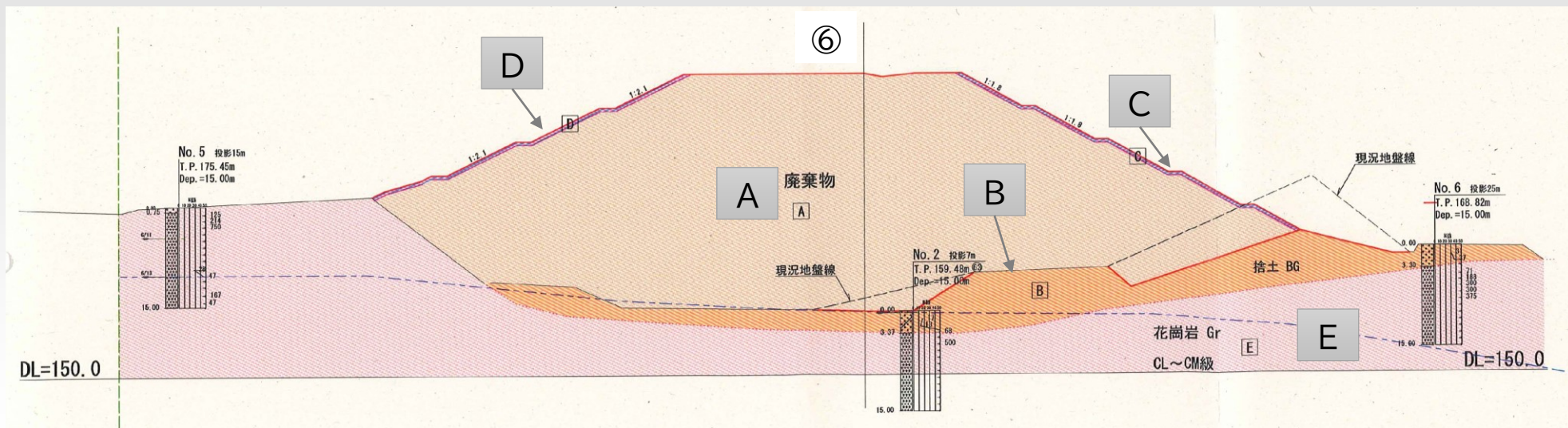


地質想定断面図（ア－イ）

地盤定数（ア－イ）

区分	γ (kN/m^3)	ϕ ($^\circ$)	c (kN/m^2)	種類
A	16.0	31.9	0	破碎不燃ごみ
B	19.0	25	30	砂質土
C	19.0	35	0	埋土 (捨土)
D	19.0	35	0	捨土
E	18.0	30	0	風化花崗岩

区分	γ (kN/m^3)	ϕ ($^\circ$)	c (kN/m^2)	種類
F	19.0	35	0	崩壊土
G	18.0	30	0	風化花崗岩
H	20.6	41.2	87.6	花崗岩
I	18.0	15	50	覆土



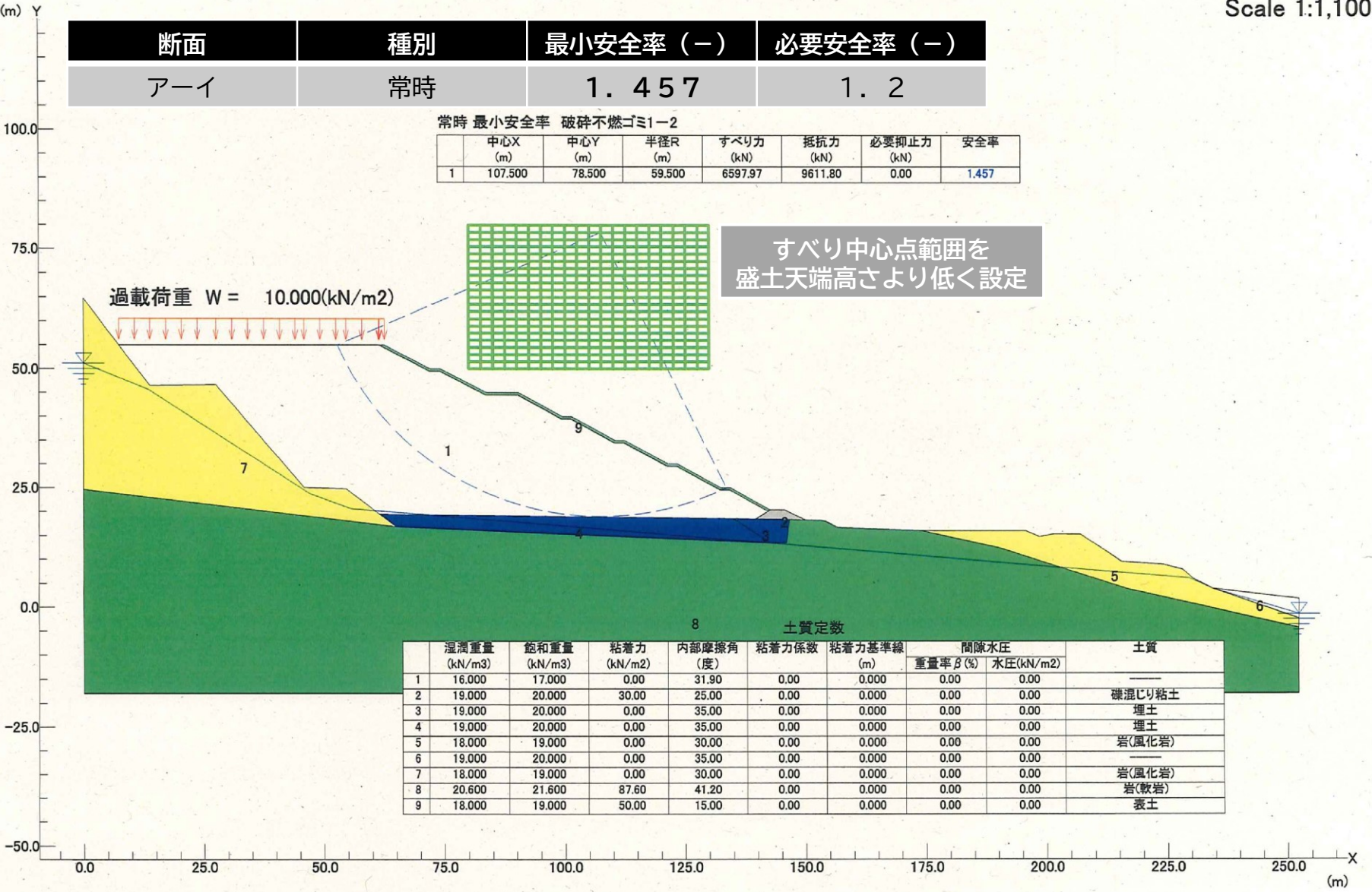
地質想定断面図 (⑥)

地盤定数 (⑥)

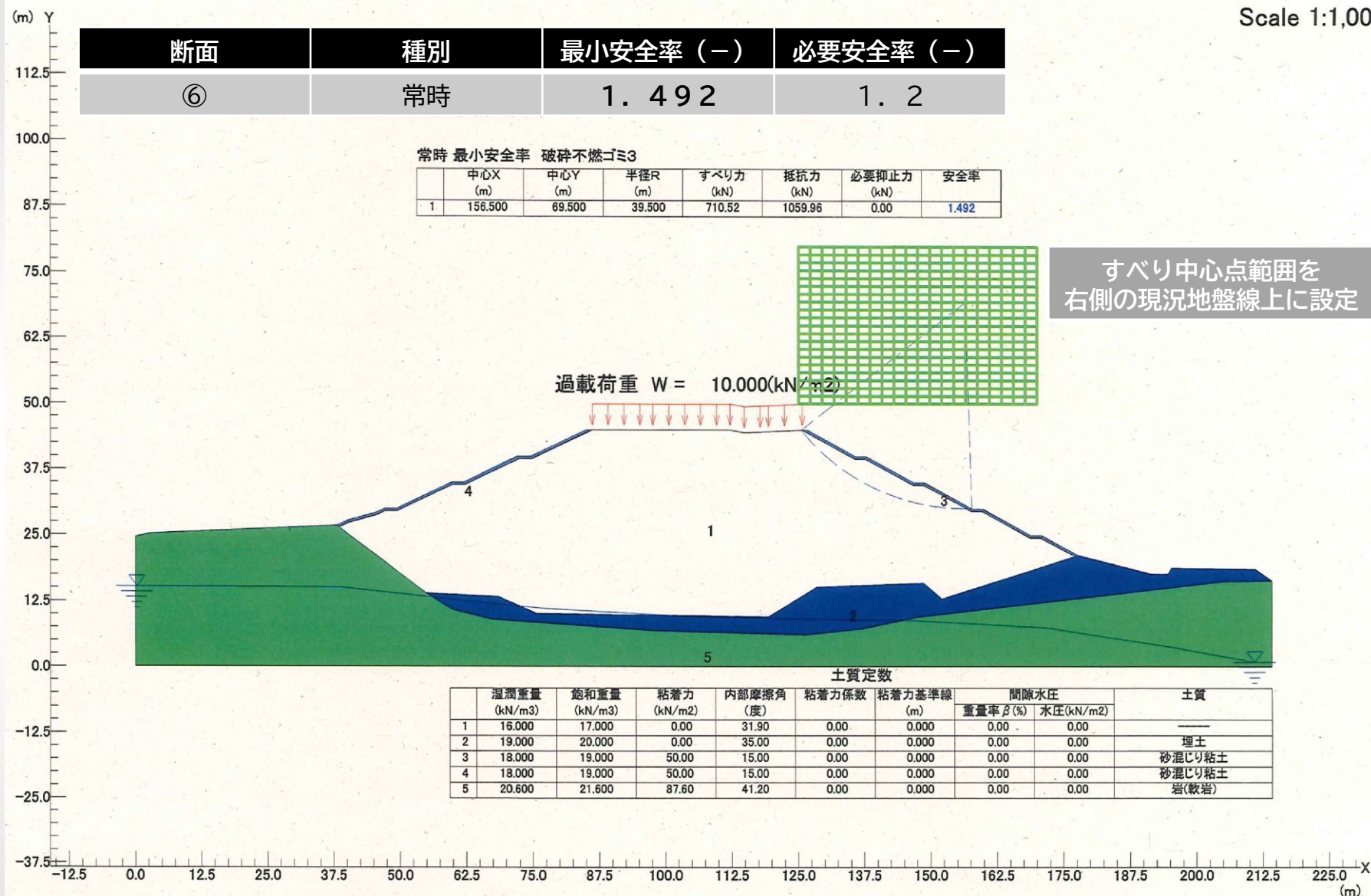
区分	γ (kN/m ³)	ϕ (°)	c (kN/m ²)	種類
A	16.0	31.9	0	破碎不燃ごみ
B	19.0	35	0	捨土
C	18.0	15	50	覆土
D	18.0	15	50	覆土
E	20.6	41.2	87.6	花崗岩

○安定計算結果（常時の最小安全率）

Scale 1:1,100



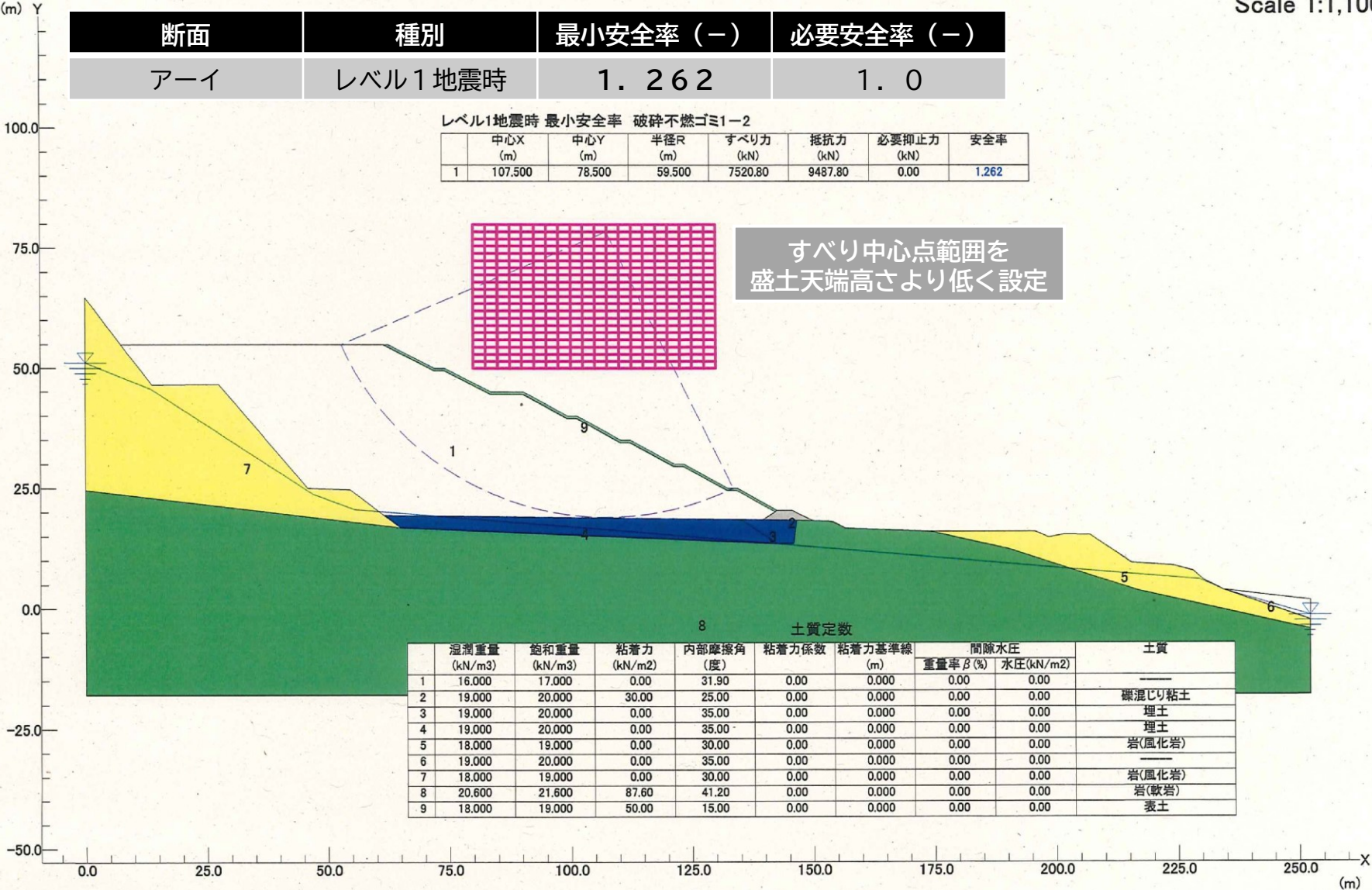
Scale 1:1,000



最小安全率 > 必要安全率を満たしている。

○安定計算結果（レベル1地震時の最小安全率）

Scale 1:1,100

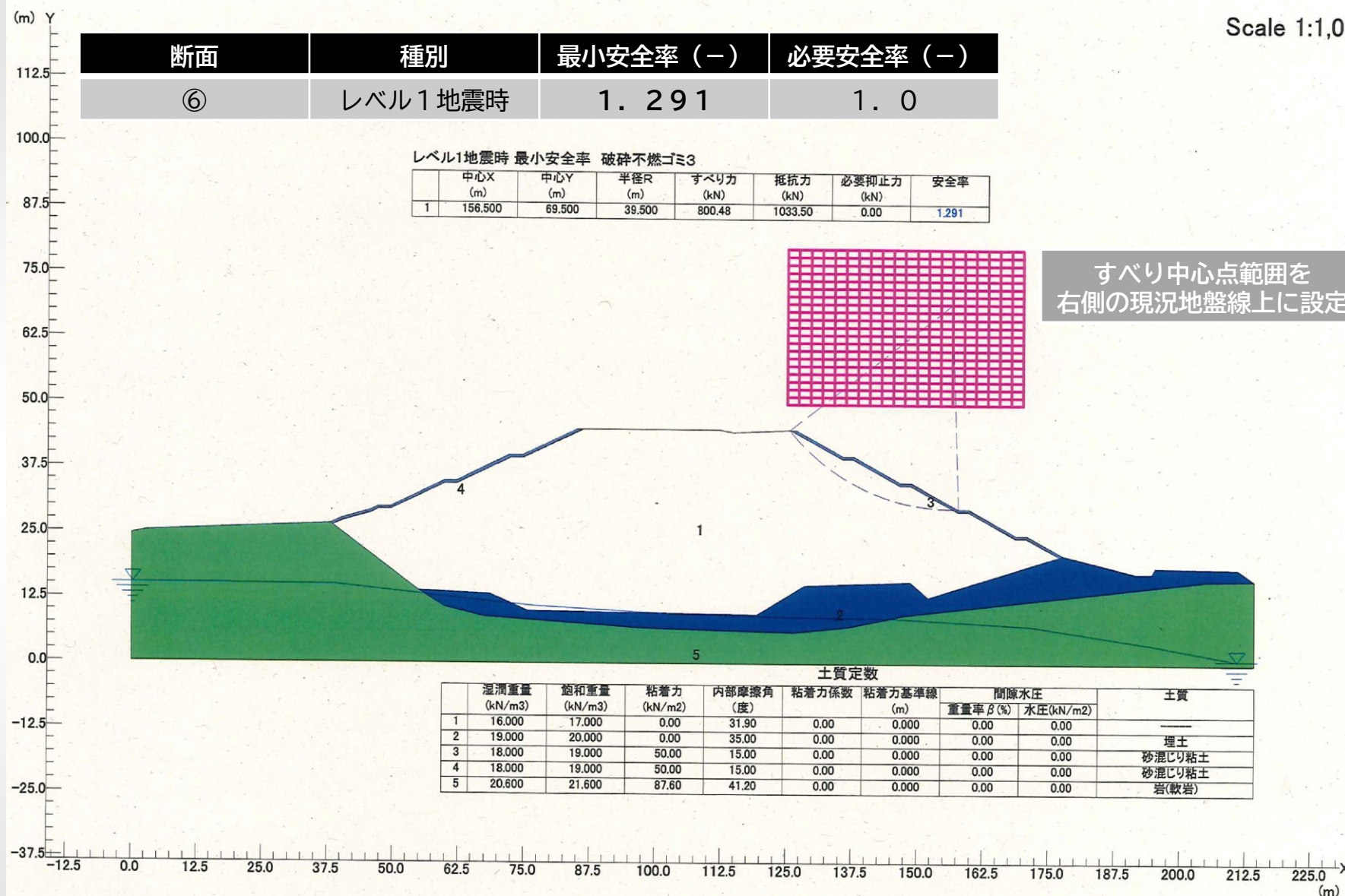


Scale 1:1,000

断面	種別	最小安全率 (－)	必要安全率 (－)
⑥	レベル1 地震時	1.291	1.0

レベル1地震時 最小安全率 破砕不燃ゴミ3

	中心X (m)	中心Y (m)	半径R (m)	すべり力 (kN)	抵抗力 (kN)	必要抑止力 (kN)	安全率
1	156.500	69.500	39.500	800.48	1033.50	0.00	1.291



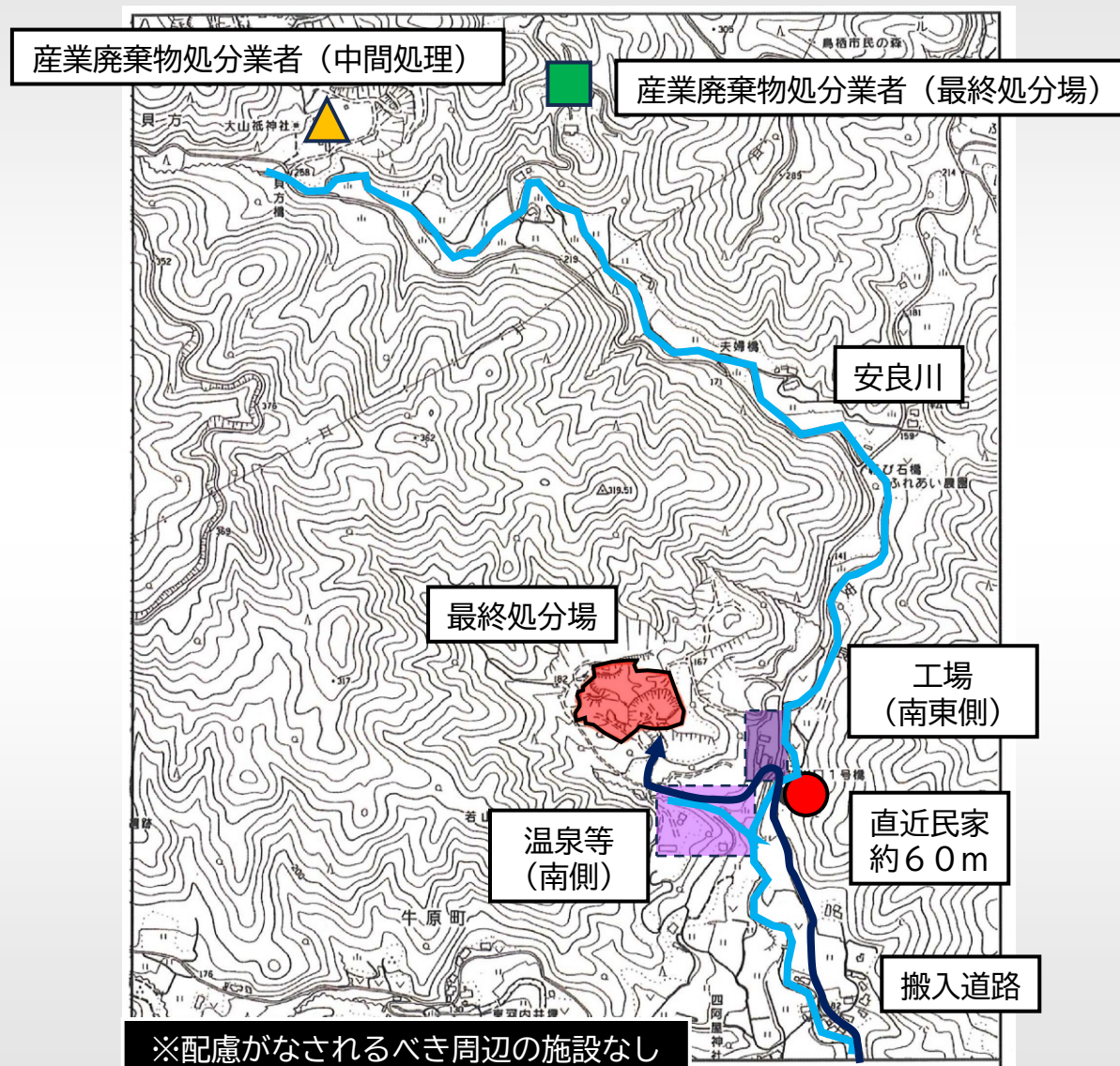
最小安全率 > 必要安全率を満たしている。

【生活環境影響調査】

調査事項		影響要因 影響項目	施設からの 浸透水の放流	最終処分場 の存在	埋立作業	廃棄物運搬 車両の走行
大気環境	大気質	粉じん			○	
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル			○	○
	振動	振動レベル			○	○
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
	地下水	地下水の流れ		○		

(注) ○：指針に調査項目として挙げられており、本調査においても調査事項して選定したもの。

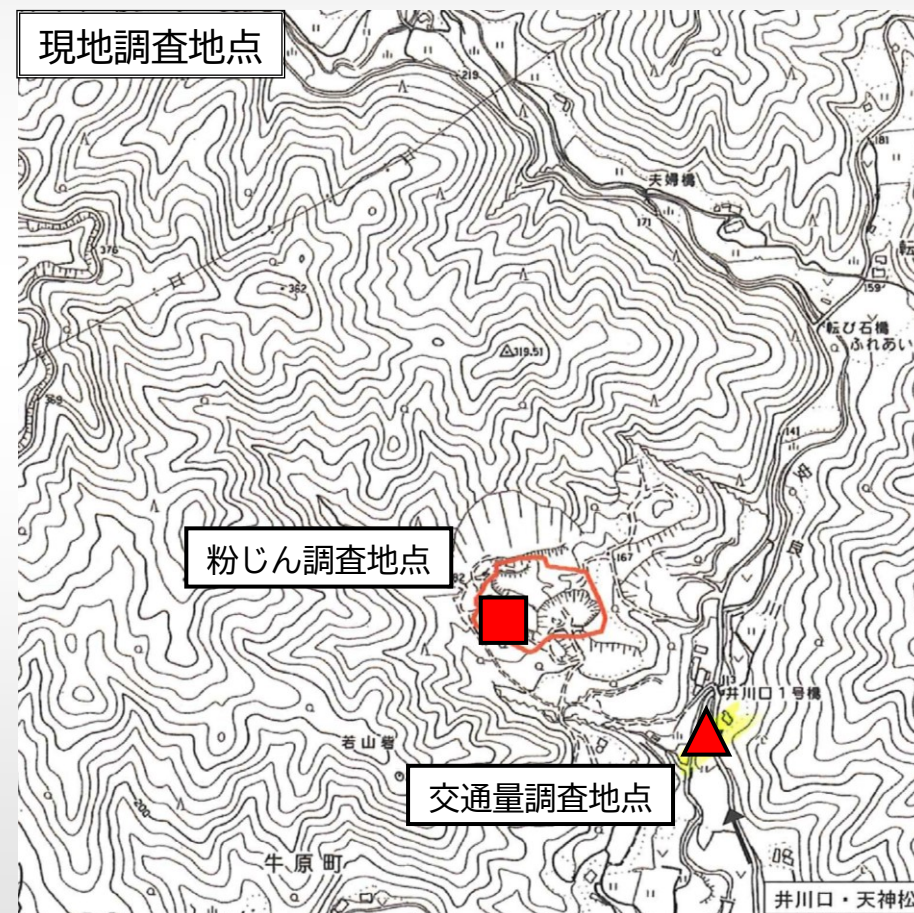
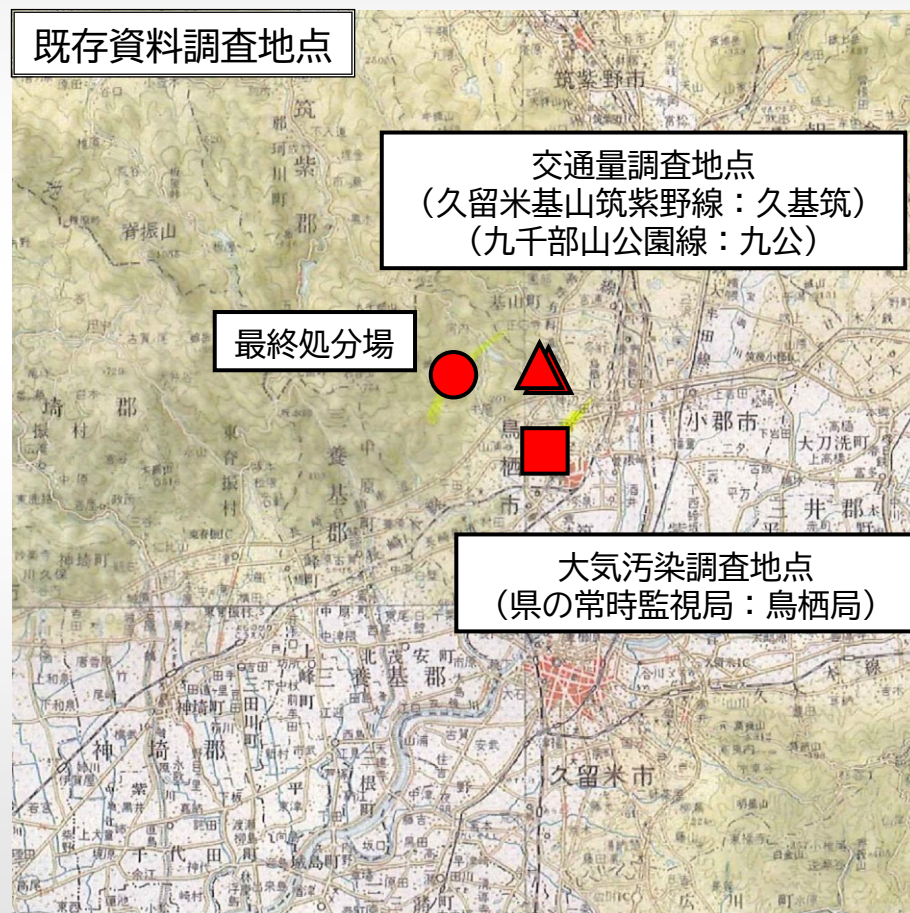
○周辺の土地利用状況



【生活環境影響調査結果】

①－1 大気質（埋立作業）の調査地点

①－2 大気質（廃棄物運搬車両の走行）の調査地点



①ー1 大気質（埋立作業）

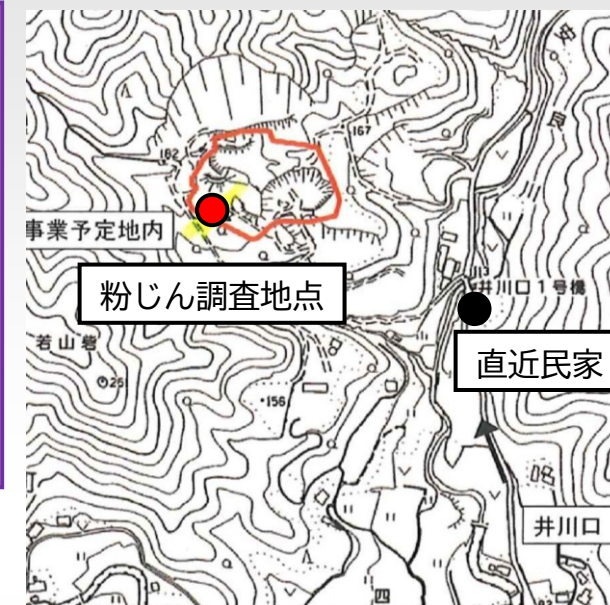
○現状把握

<既存資料調査（県の常時監視局：鳥栖局）>

- ・平均風速 1.6 m/s、最多風向は北東
（令和4年7月～令和5年6月）

<現地調査（定常稼働）>

- ・粉じん濃度 0.058 mg/m³
（令和5年4月21日～28日、7日間連続捕集）



○予測結果

<ビューフォートの風力階級を用いた予測>

- ・砂ぼこりが立つとされる風力階級4以上（※）の出現頻度は年間0.4%
- ・周辺人家への影響が考えられる北西の風の出現頻度は0.0%
- （※）風速5.5 m/s以上

⇒埋立作業に伴う粉じんの影響は、ほとんどないと考えられる。

①ー2 大気質（廃棄物運搬車両の走行）

○現状把握（交通量）

<既存資料調査（平成27年度）>

- ・昼間12時間の交通量 29,528台（うち大型車4,473台）<久基築>
- ・昼間12時間の交通量 326台（うち大型車 23台）<九公>

<現地調査（令和5年4月21日）>

- ・6時～22時の交通量 668台（うち大型車203台）
- ・交通量のピーク（13時～14時） 66台（うち大型車 24台）

○現状把握（大気汚染）

<既存資料調査（令和3年度）>

- ・NO₂の年平均値 0.009ppm
- ・SPMの年平均値 0.015mg/m³、1時間値 0.093mg/m³
→環境基準を達成
- ・NO₂及びSPMの経年変化はほぼ横ばい（平成29年度～令和3年度）

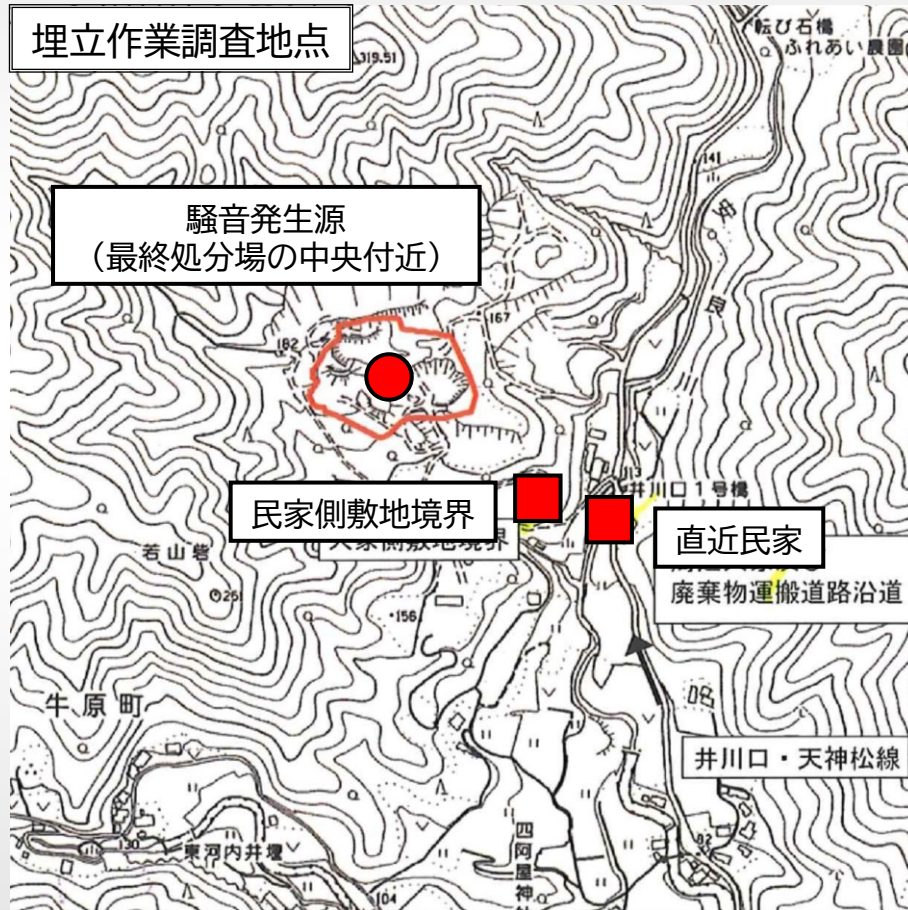
○予測結果

- ・最終処分場設置に伴い新たに発生する廃棄物運搬車両は4t車10台と想定

⇒総交通量（668台）に対して1.5%（大型車の交通量に対して4.9%）であり、廃棄物運搬車両の走行に伴うNO₂及びSPMの状況は、現状とほとんど変わらないと考えられる。

②-1 騒音（埋立作業）の調査地点

②-2 騒音（廃棄物運搬車両の走行）の調査地点

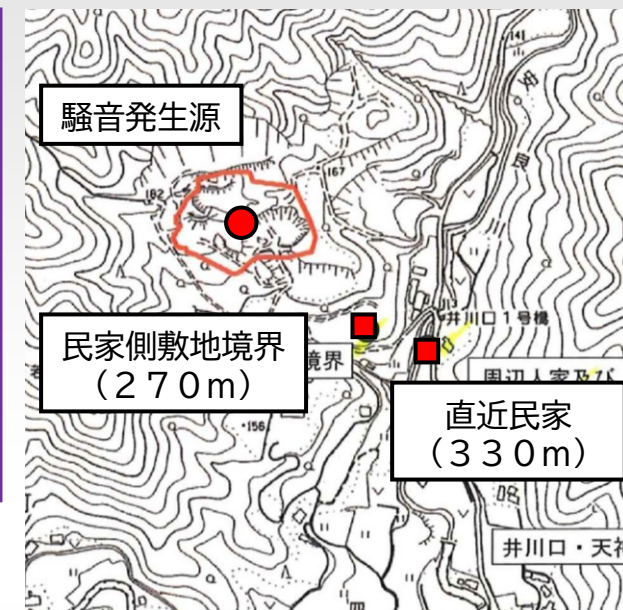


②ー1 騒音（埋立作業）

○現状把握

<現地調査（令和5年4月21日、定常稼働）>

- ・ 民家側敷地境界の L_{A5} 54 dB（8時～19時）
→ 第2種区域の規制基準値（60 dB）未満
 - ・ 直近民家の L_{Aeq} 58 dB（6時～22時）
→ 道路に面するB地域の環境基準値（65 dB）未満
- ※ L_{A5} は最大値、 L_{Aeq} は平均値



○予測結果

<ダンプトラック及びバックホウの稼働に伴う騒音の予測>

- ・ 民家側敷地境界の L_{r0} 55 dB
⇒ 第2種区域の規制基準値未満と考えられる。
- ・ 直近民家の L_{r0} 58 dB
⇒ 道路に面するB地域の環境基準値未満と考えられる。

②ー2 騒音（廃棄物運搬車両の走行）

○現状把握

<現地調査（令和5年4月21日）>

- ・搬入道路沿道の L_{Aeq} 58dB（6時～22時）
→道路に面するB地域の環境基準値（65dB）未満
- ※ L_{Aeq} は平均値



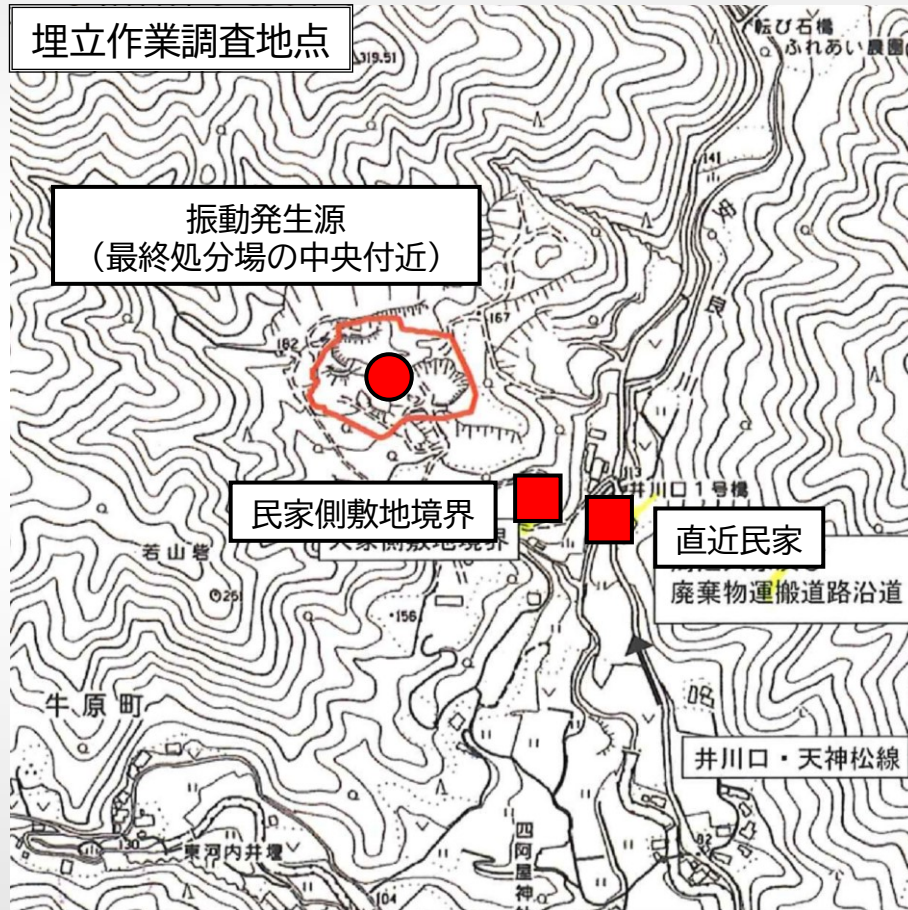
○予測結果

- ・最終処分場設置に伴い新たに発生する廃棄物運搬車両は4 t 車10台と想定

⇒総交通量（668台）に対して1.5%（大型車の交通量に対して4.9%）であり、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の状況は、現状とほとんど変わらず、道路に面するB地域の環境基準値未満と考えられる。

③ー1 振動（埋立作業）の調査地点

③ー2 振動（廃棄物運搬車両の走行）の調査地点

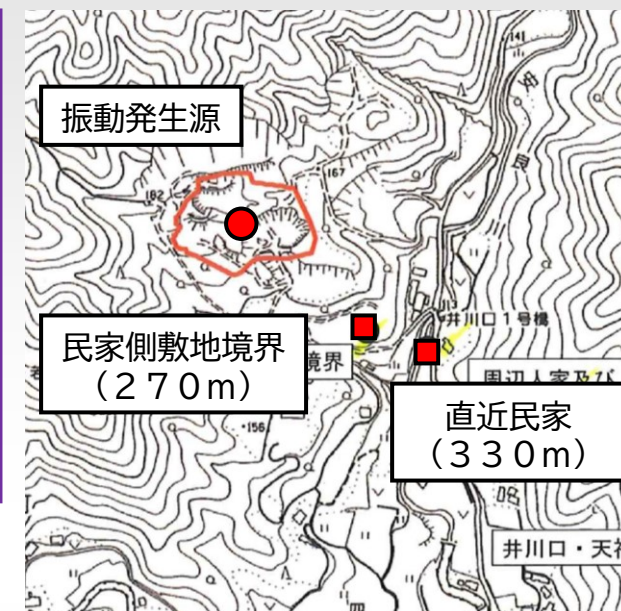


③ー1 振動（埋立作業）

○現状把握

<現地調査（令和5年4月21日、定常稼働）>

- ・ 民家側敷地境界の L_{10} 30 dB未満（8時～19時）
→ 第1種区域の規制基準値（60 dB）未満
 - ・ 直近民家の L_{10} 30 dB未満（8時～19時）
→ 人の振動感覚閾値（55 dB）未満
- ※ L_{10} は最大値



○予測結果

<ダンプトラック及びバックホウの稼働に伴う振動の予測>

- ・ 民家側敷地境界の L 31 dB
⇒ 第1種区域の規制基準値未満と考えられる。
- ・ 直近民家の L 30 dB
⇒ 人の振動感覚閾値未満と考えられる。

③ー2 振動（廃棄物運搬車両の走行）

○現状把握

<現地調査（令和5年4月21日）>

- ・搬入道路沿道の L_{10} 30dB未満（8時～19時）
→第1種地域の道路交通振動の要請限度（65dB）
未満

※ L_{10} は最大値

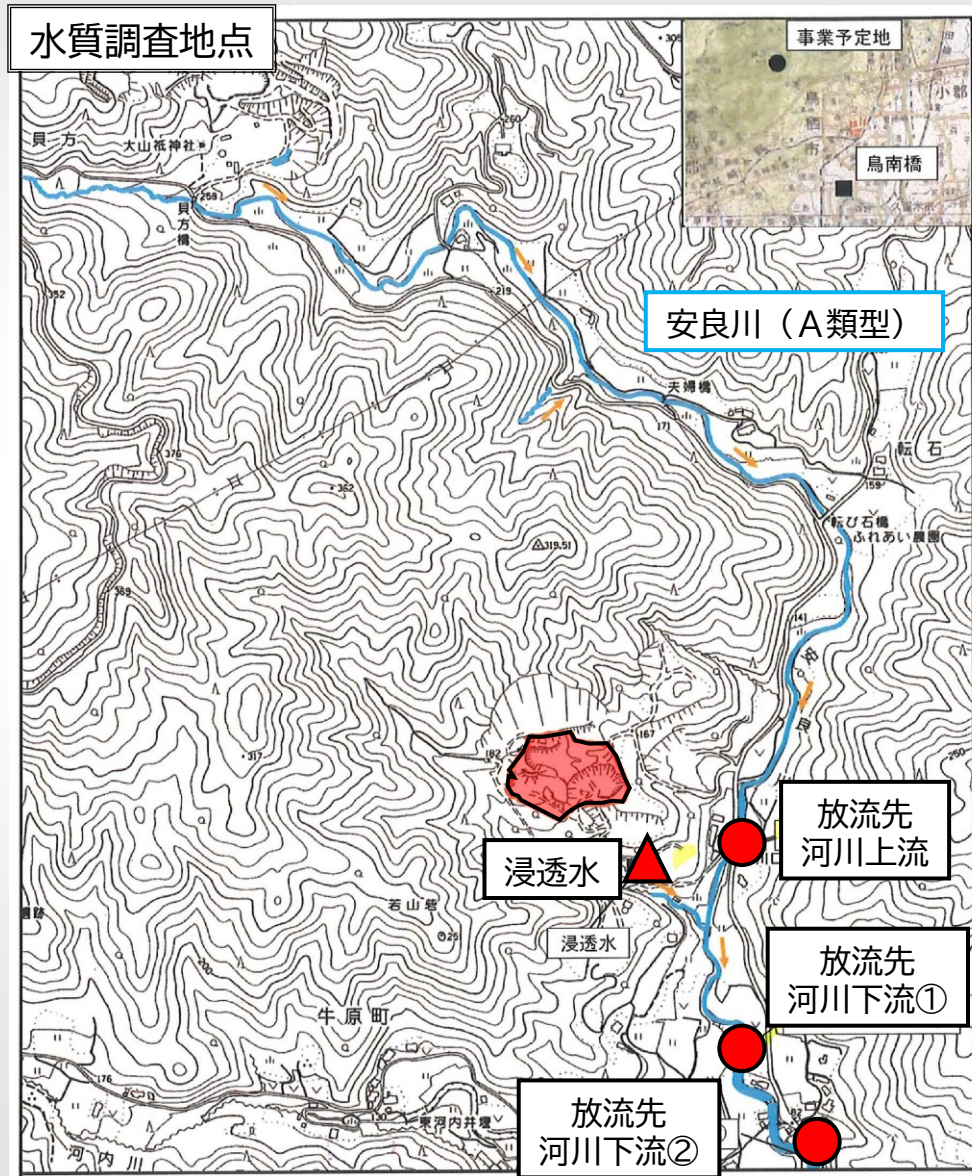


○予測結果

- ・最終処分場設置に伴い新たに発生する廃棄物運搬車両は4t車10台と想定

⇒総交通量（668台）に対して1.5%（大型車の交通量に対して4.9%）であり、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の状況は、現状とほとんど変わらず、第1種地域の道路交通振動の要請限度未満と考えられる。

④水質（BOD、SS）の調査地点



④水質（BOD、SS）

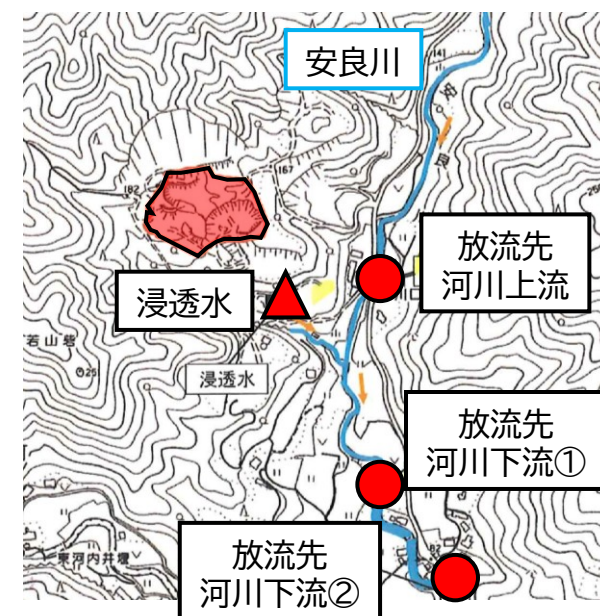
○現状把握（安良川：環境基準点の鳥南橋）

<既存資料調査（平成28年度～令和2年度）>

- ・ BOD < 0.5～1.2mg/L（75%値）
 - ・ SS 6～11mg/L（平均値）
- 環境基準を達成

○現状把握（浸透水、放流先河川）

<現地調査（令和4年10月～令和5年6月）>



	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	流量 (m³/h)
浸透水	< 0.5 ～ 0.8	1.6 ～ 2.8	2 ～ 4	1.5 ～ <u>4.7</u>
放流先河川上流	< 0.5 ～ 0.9	1.2 ～ 1.8	2 ～ 9	630 ～ 790
放流先河川下流①	< 0.5 ～ 0.8	1.2 ～ 1.8	3 ～ <u>9</u>	<u>590</u> ～ 740
放流先河川下流②	< 0.5 ～ 0.5	0.3 ～ 1.8	2 ～ 9	—
基準値	20（浸透水） 2（河川水）	40（浸透水） —（河川水）	—（浸透水） 25（河川水）	—

④水質（BOD、SS）

○予測結果（定常時、降雨時）

<BOD>

	流域面積 (m ²)	流量 (m ³ /日)	現況BOD濃度 (mg/L)	BOD発生量 (g/日)	予測結果 (mg/L)
処分場	17,838	112.8	20	2,256	—
安良川	20,390,000	14,160	0.8	11,328	<u>1.0</u>

⇒ BODは、A類型の環境基準値（2mg/L）未満と考えられる。

<SS>

	流域面積 (m ²)	流量 (m ³ /日)	現況SS濃度 (mg/L)	SS発生量 (g/日)	予測結果 (mg/L)
処分場	17,838	112.8	25	2,820	—
安良川	20,390,000	14,160	9	127,440	<u>9</u>

⇒ SSは、A類型の環境基準値（25mg/L）未満と考えられる。

<濁水（降雨時）>

	流域面積 (m ²)	流出係数 (—)	降水量 (mm/h)	濁水発生量 (m ³ /h)
処分場	17,838	0.90	144.7	2,323
安良川	20,390,000	0.90	144.7	1,770,260

⇒ 安良川に流入する濁水の量は非常に小さく、影響は低いと考えられる。

⑤地下水

○現状把握（地形・地質、利用状況）

<既存資料調査>

- ・地質は深成岩の花崗閃緑岩。

<現地調査>

- ・処分場及び周辺の地質は風化花崗岩。
- ・流れの下流側となる区域（処分場から安良川上流までの200m）に地下水を利用する人家は存在しない。
- ・安良川沿いには集落があり、長崎自動車道より北側の人家では地下水が飲用水、散水等に利用されている。

○現状把握（地下水）

<現地調査（令和5年7月、上流側井戸、下流側井戸①）>

- ・アルキル水銀等25項目＋ふっ素等3項目 基準値未満

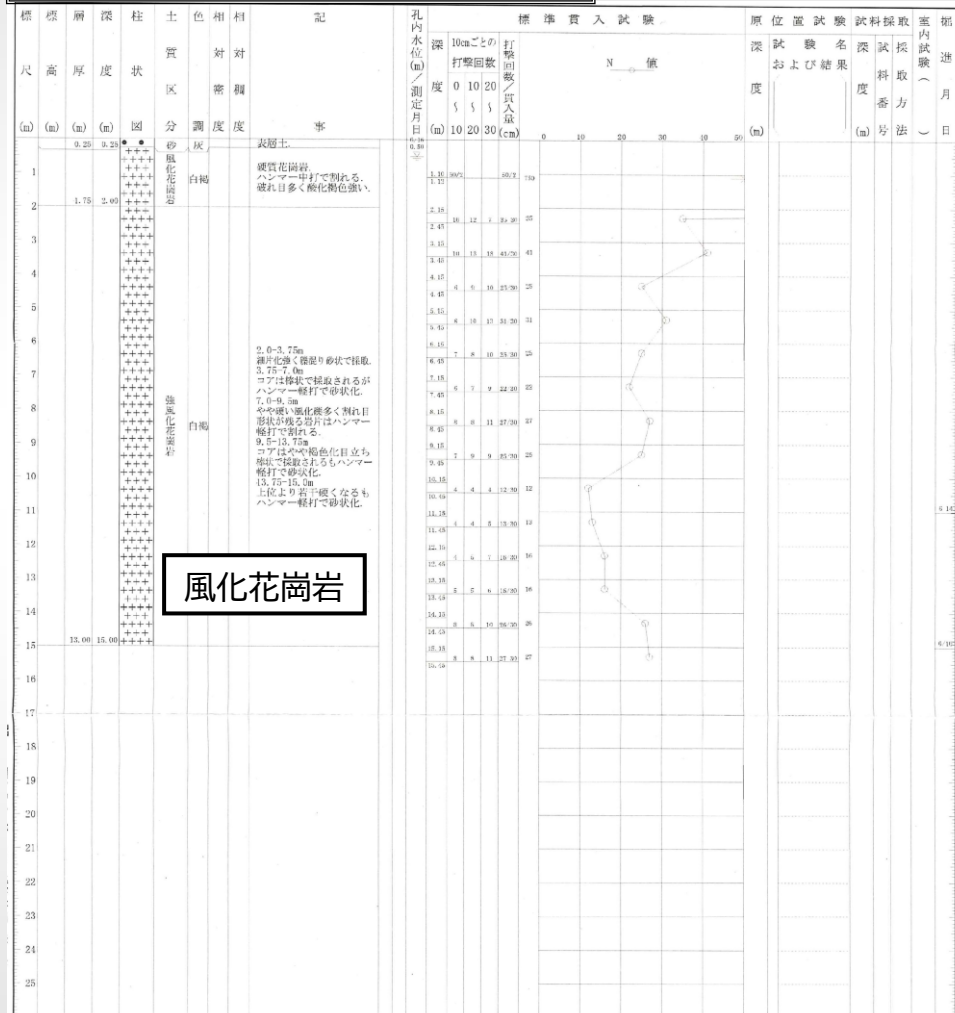
○現状把握（地下水位）

<現地調査（令和4年7月～令和5年6月）>

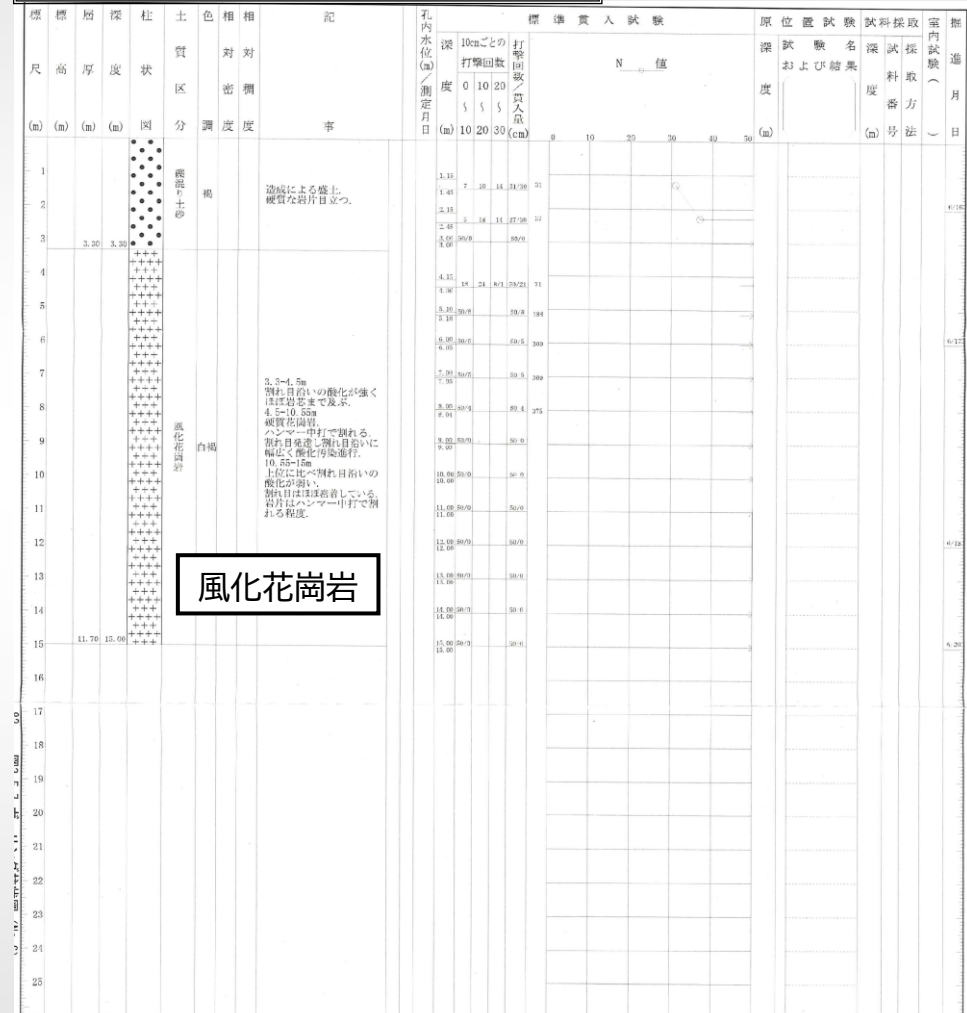
	春季（m）	夏季（m）	秋季（m）	冬季（m）
上流側井戸	183.54 ～ 184.59	183.63 ～ 184.26	183.69 ～ 183.90	183.65 ～ 183.74
下流側井戸①	127.55 ～ 130.36	128.95 ～ 129.76	129.15 ～ 129.74	127.45 ～ 127.69
下流側井戸②	138.03 ～ 139.12	138.75 ～ 138.92	138.66 ～ 138.81	138.56 ～ 138.68

⑤地下水

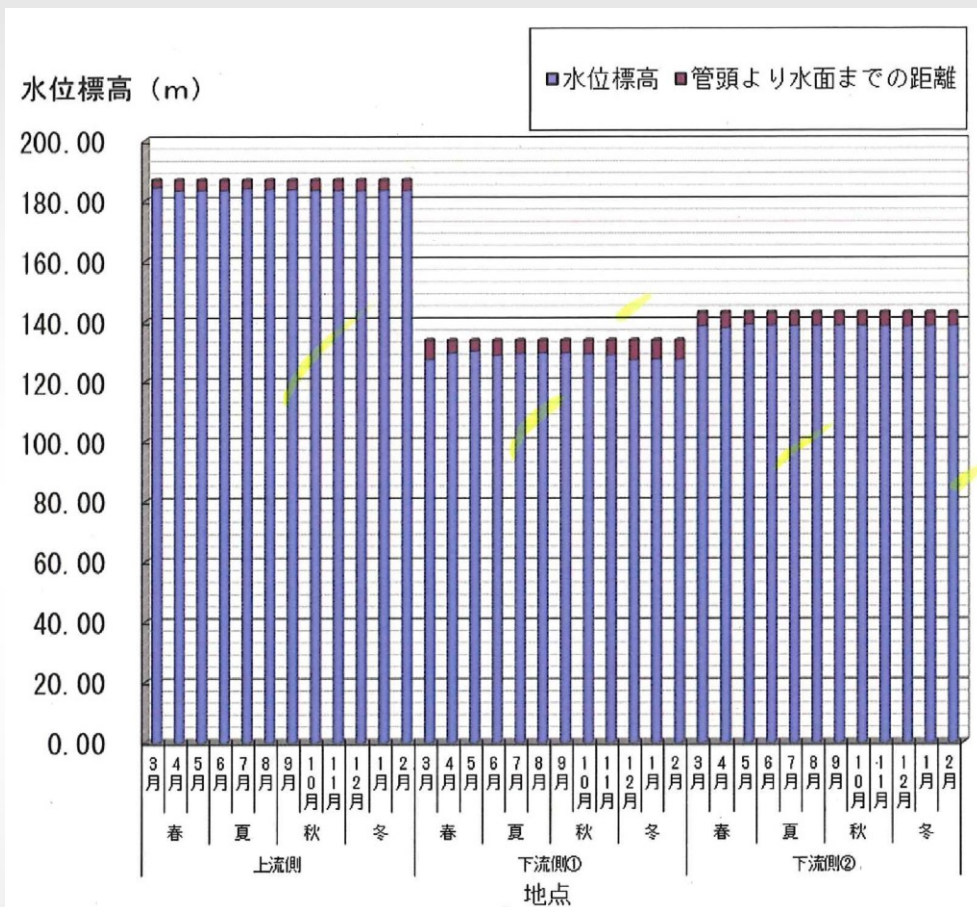
ボーリング調査結果 (No. 1)



ボーリング調査結果 (No. 6)



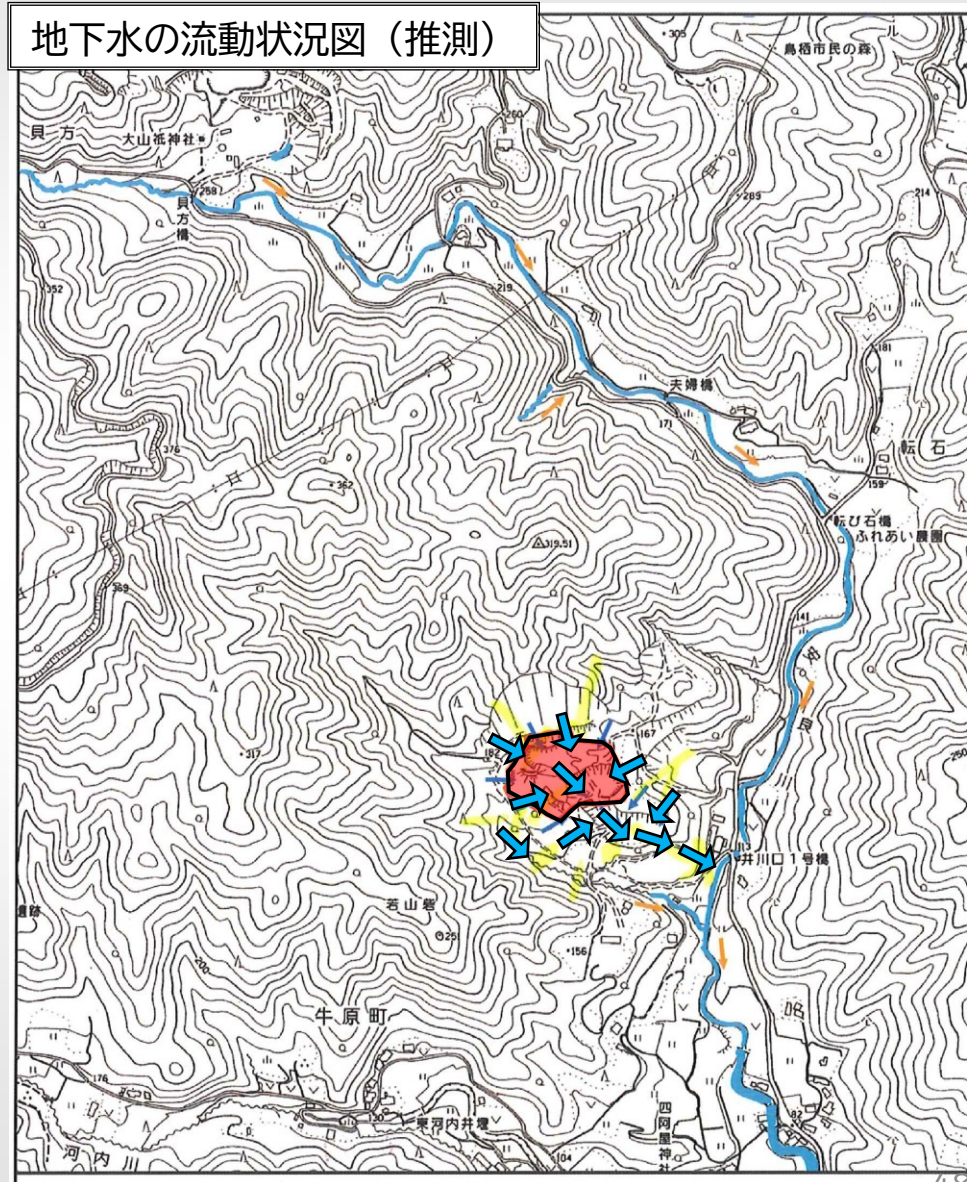
⑤地下水



○推測 (地下水の流れ)

- ・ コンスタントに存在し、上流から下流へ谷筋に沿って流動。
- ・ 不圧地下水で一定の帯水層あり、集水域は表流水の流界域と同じ。

地下水の流動状況図 (推測)



⑤地下水

○予測結果

- ・当該処分場の設置に伴い、土地の大規模な掘削は行わず、また、地下水の水位や流動状況に影響を与える構造物等は設置しない。

⇒周辺の地下水の水位や流動状況に及ぼす影響は少ないと考えられる。

- ・埋め立てる品目が安定型5品目であり、埋め立て前の展開検査及びガス抜き管の設置を適正に行う。

⇒地下水の水質は現状と変わらないと考えられる。

- ・安良川沿いには集落があり、長崎自動車道より北側の人家では地下水が飲用水、散水等に利用されている。

⇒利用者からの要望があれば、人家での飲用井戸水検査の実施を検討する。

⑥施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 大気質【最終処分場からの粉じん防止】

- ・ 影響が発生するおそれが生じた場合は、早急に粉じん発生源の調査を行い、発生源の改善の措置（散水等）を講ずる。

(2) 騒音【最終処分場からの騒音の低減】

- ・ 影響が発生するおそれが生じた場合は、早急に騒音発生源の調査を行い、発生源の改善の措置（機械の早急な整備等）を講ずる。

(3) 振動【最終処分場からの振動の低減】

- ・ 影響が発生するおそれが生じた場合は、早急に騒音発生源の調査を行い、発生源の改善の措置（機械の早急な整備等）を講ずる。

(4) 水質【最終処分場からの浸透水の流出】

- ・ 事業予定地からの土砂流出の抑制を図るために、沈砂池を設置する。

(5) 地下水【最終処分場の存在による地下水の水位及び流動】

- ・ 大規模な掘削や構造物の設置等を行わない。

⑦施設の維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

- (1) 大気質【最終処分場からの粉じん防止、バックホウ及び廃棄物運搬車両の走行による大気汚染防止】
- ・適宜、覆土、転圧を行い、粉じんの飛散を防止するとともに、産業廃棄物の飛散・流出を防止する。
 - ・必要に応じ、場内に散水を行う。なお、散水量は、排水が発生しない程度とする。
 - ・バックホウ及び廃棄物運搬車両は、始業前点検を行い、良好な状態で使用する。
 - ・強風等により、粉じんの影響が発生するおそれが生じた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止等の措置を講ずる。
- (2) 騒音【最終処分場からの騒音の低減及び廃棄物運搬車両の走行による騒音の低減】
- ・バックホウ及び廃棄物運搬車両は、始業前点検を行い、良好な状態で使用する。
- (3) 振動【最終処分場からの振動の低減及び廃棄物運搬車両の走行による振動の低減】
- ・バックホウ及び廃棄物運搬車両は、始業前点検を行い、良好な状態で使用する。
- (4) 水質【最終処分場からの浸透水の流出】
- ・浸透水のBODについては月に1回以上、地下水等検査項目については年に1回以上モニタリング調査を行う。
- (5) 地下水【最終処分場の存在による地下水の水位及び流動】
- ・年に1回以上、地下水等検査項目のモニタリング調査を行う。
 - ・利用者からの要望があれば、人家での飲用井戸水検査の実施を検討する。

参考 技術上の基準への措置状況

- ボーリング調査等で土質を十分に把握し、安定計算で得られた数値に基づき施行を行い、安全な勾配等保持する。＜地盤のすべりの防止等＞
- 縦1 m、横2 mの立て札を埋立地入口に設置する。＜立札の設置＞
- 最下部に土堰堤を設置し、廃棄物の流出を防止する。＜流出防止の擁壁、堰堤等の設置＞
- ボーリング調査等で土質を十分に把握し、安定計算で得られた数値に基づき施行を行う。
＜構造耐力上の安全＞
- 地質及び地下水の水質調査により埋め立てる廃棄物や排水施設の腐食の可能性を把握し、定期的な点検で補修するなどの対応をする。＜腐食防止措置＞
- 山間部の為、外部からの侵入は容易ではなく、一部の人が容易に立ち入ることが可能な箇所には、柵や門扉を設置して侵入を防ぐ。＜部外者の侵入防止＞
- 周囲を栗石などで覆った硬質塩化ビニールの透水管を埋立地底部に設置し、埋立地内の雨水を速やかに場外へ排水する。＜擁壁等の安定の保持のための埋立地内部の排水＞
- 土堰堤下流側の無孔管出口に取水口を設ける。＜浸透水の採水設備の設置＞

参考 維持管理の技術上の基準への措置状況（１）

- 比較的比重が低い廃プラスチック類などの廃棄物が飛散するおそれがあると判断される場合は、覆土等により転圧・締固めを十分に行い飛散防止する。また、埋立法面勾配を計画どおり遵守して流出防止を図る。
＜飛散・流出防止＞
- 搬入される廃棄物の展開検査を徹底して埋立地内を好気性にし悪臭の発生を抑える。また、生活環境に支障を来すほどの発生が認められた場合は、覆土や消臭剤を散布して悪臭発生を抑える。＜悪臭発散防止＞
- 燃えやすい廃プラスチック類やゴムくずなどの埋立てにより火災発生が懸念される場合は、覆土で火災の発生を防止する。また、事業場内に消火器を配備し、さらに、ポンプを常備して沈砂池の貯水を利用して初期消火に備える。＜火災発生防止＞
- 日々場内を監視し、害虫が発生した場合は速やかに覆土を行うか殺虫剤等の薬剤散布を行い、害虫の発生を抑える。＜害虫発生防止＞
- 縦１ｍ、横２ｍの立て札を埋立地入口に設置する。表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え等必要な措置を取る。＜立札の表示＞
- １月に１回の割合で点検を行い、破損が認められた場合や破損するおそれがある場合には、速やかに補修を行う。維持管理記録簿に記録を行う。＜擁壁の点検等＞
- １年に１回以上測定し、記録する。＜残余の埋立容量の測定・記録＞
- 搬入され埋め立てた廃棄物の種類及び数量並びに施設の点検を行い、維持管理記録簿に記録する。
＜埋立廃棄物、処分場の点検等の記録＞

参考 維持管理の技術上の基準への措置状況（２）

- 山間部の為、外部からの侵入は容易ではなく、鳥栖市との境界の一部進入路や当該事業場の進入路に柵や門扉を設けて関係者以外の侵入を防止する。＜部外者の侵入防止＞
- 搬入する産業廃棄物においては、埋め立てる前に展開検査を行い、異物が認められた場合は厳選して異物のみ持ち帰らせる。＜安定型５品目以外の埋立防止＞
- 埋立処分場周縁２か所から地下水を採取し、年１回以上の頻度で全項目について検査する。
＜地下水の水質検査＞
- 水質の悪化が認められた場合は、その原因調査を専門機関に依頼するとともに、埋め立てを一時中止し、対応策を講じる。＜地下水質の悪化時の必要な措置＞
- 採取された浸透水は、全項目を年１回、ＢＯＤを月１回の頻度で測定し、記録する。＜浸透水の水質検査＞
- 水質検査の結果、基準値に適合していないことが判明したときは、速やかに埋立を中止し、専門機関や行政機関と協議しながら対応策を講じる。＜浸透水の水質基準不適合時の必要な措置＞
- 埋立が終了した跡地は、厚さ５０ｃｍ以上の最終覆土をする。＜覆土による開口部の閉鎖＞
- 埋立地閉鎖後も法面や平坦部の覆土を定期的に点検し、亀裂や陥没等の損壊があれば速やかに補修する。
＜閉鎖後の覆い等の損壊防止＞
- （公財）産業廃棄物処理事業振興財団が管理運営する産廃情報ネットを利用して公表する。
＜維持管理情報の公開＞